

# 1. 令和6年第1回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

令和6年3月12日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本田 教 治	2番	長岡 文 男
3番	田代 まさよ	4番	田中 義 久
5番	蓑島 もとみ	6番	三島 一 貴
7番	森藤 文 男	8番	原 喜与美
9番	野田 勝 彦	10番	山川 直 保
11番	田中 やすひさ	12番	森 喜 人
13番	田代 はつ江	14番	兼山 悌 孝
15番	尾村 忠 雄	16番	渡辺 友 三
17番	清水 敏 夫	18番	美谷添 生

## 4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	河 合 保 隆
総 務 部 長	加 藤 光 俊	市長公室付部長	三 輪 幸 司
健康福祉部長	田 口 昌 彦	農林水産部長	田 代 吉 広
商工観光部長	可 児 俊 行	建 設 部 長	小酒井 章 義
環境水道部長	猪 俣 浩 巳	郡上偕楽園長	勝 水 崇 博
教 育 次 長	長 尾 実	会 計 管 理 者	中 山 洋
消 防 長	兼 山 幸 泰	郡上市民病院事務局長	藤 田 重 信
国保白鳥病院事務局長	蓑 島 康 史		

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋藤 貴代	議会事務局 議会総務課長	松山 由佳
議会事務局 議会総務課 係	三島 栄志		

### ◎開議の宣告

○議長（田代はつ江） おはようございます。

議員各位には、出務御苦労さまです。

ただいまの出席議員は、18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

(午前 9時30分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（田代はつ江） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、12番 森喜人議員、14番 兼山悌孝議員を指名いたします。

---

### ◎一般質問

○議長（田代はつ江） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いいたします。

なお、質問の順序は、あらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

---

### ◇ 蓑 島 もとみ 議員

○議長（田代はつ江） それでは、5番 蓑島もとみ議員の質問を許可いたします。

5番 蓑島もとみ議員。

○5番（蓑島もとみ） ただいま議長より許可を頂きまして、通告に従い、質問をさせていただきたいと思っております。

その前に少し、災害ということが続いておりまして、13年前も思っていたのですが、私は若い頃に屋外活動ということで、子どもたちと10年間ほど、四季を通して屋外活動しておりました。春、夏、秋、冬、通してですけども、いつどこでどんなことが起こるか分からないということを常に教えていたような気がします。相言葉として、「備えよう、常に」、どこでどんなことが起こっても対応できるようにみんなできていこうなということでやっておりました。最近子どもたちも忙しくて、付き合ってくれる人がいなくなりましたので、できませんけども。私ら自身も常に、何かを起こす、何かを行動するとき、それに対してどんなことが起こるか分からない、常に備えていな

くちやならないなということをつくづく思いました。

私の質問ですが、ただいまある報道機関から、岐阜県のインバウンドのお客様が非常に、全国で5位というような、本当か嘘か分からないですけども、とてもちょっと信じられないような衝撃的なうれしいニュースをお聞きしました。

そこで、質問をさせていただきたいと思います。

インバウンド、いわゆる観光なんですけども、平成29年、郡上市も観光立市郡上ということで唱えて、何とか観光客による潤いを頂けないかということなんですけども、ここでまず第1の質問なんですけども、最近の郡上におけるインバウンド客の現状をお聞かせいただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 蓑島もとみ議員の質問に答弁を求めます。

可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

訪日外国人旅行につきましては、令和4年10月に、入国上限の撤廃や個人旅行の解禁など制限が大幅に緩和されました。令和5年の国全体の訪日旅行者数は2,500万人と、コロナ禍前の約80%まで回復をしております。郡上市においても増加をしているところでございます。

郡上市の外国人延べ宿泊者数は、令和5年の1月から12月までの1年間でありますが、9,200人となっております。前年の令和4年と比較いたしますと7倍以上と大幅に増えております。しかしながら、コロナ禍前の元年と比較すると約半分ということにとどまっております。まだ復活したとは言いきれない状況にあるところでございます。

この要因といたしましては、中部地方における訪日旅行の核となります中部国際空港、セントレアでございますが、そこに就航する飛行機の便数がコロナ禍前と比べて減少しているということによって、特に主力であります台湾、香港、タイなどの回復が遅れているということを分析しております。

それで、郡上市観光連盟が旅行会社から委託を受けて訪日旅行を手配した人数であります。令和5年4月から9月までの前半については令和元年度対比で35%でありましたが、後半の10月以降は令和元年度対比で111%であり、人数といたしましても約1,000人増加をしているところであります。

特に台湾、香港をはじめとして、中華圏での旅行が活発となる春節の時期の12月から2月の手配人数は、コロナ禍前の令和元年度と比較いたしますと139%となっております。今ほど議員が言われました岐阜県5位というような報道にあったとおり、増加をしているというような状況でございます。

また、令和6年2月以降からは、段階的に中部国際空港への就航便数が増えるというような報道

もあることもありまして、主力のアジアエリアからの旅行者の復活が見込まれるということや、宿泊者数がコロナ禍前に比べて約3倍となっております欧米豪エリアの状況などを考えますと、郡上市への訪日旅行者は、今後、増加を期待できる状況であるというふうに見ているところでございます。

以上であります。

(5番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 蓑島もとみ議員。

○5番(蓑島もとみ) ありがとうございます。まんざら夢でもなかったという現実だと思うんですけども。例えば名古屋空港、セントレアが海外に向けてもっと門が開けば、なおさらもっとここはいいところになるんじゃないかなという希望を持っておるわけですけども。

例えば郡上の観光と言いましても、特別な今まで大きな観光客を迎え入れたわけではなくて、郡上を楽しんでくださる、本当に、ウインタースポーツは確かに大きかったんですけども、その他のお客さんに対しては郡上おどりになってくるんですけども、のんびりとした宿泊、はっきり言えば、ゆっくりしてこちらにお金を落としていただける客というのが特に望めなかった実情があるんですけども、これからもしインバウンド客が急増した場合について、それに対しての構想というのはあるのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

○議長(田代はつ江) 可児商工観光部長。

○商工観光部長(可児俊行) それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

郡上市は伝統文化や歴史、自然、産業、レジャーなど多くの地域資源を有しておりまして、四季を通じて、外国人観光客の琴線に触れる魅力が多数、多様にあるというふうに思っております。したがって、日本全体で言いますと少子高齢化とかが進んでおる中で、人口減少が続く中において、外国人観光客というのは重要な顧客でありまして、誘客を積極的に進める必要があると考えているところでございます。

郡上市観光連盟を中核といたしまして設立をしたDMOであります。観光地域づくりの戦略の中で、通年、滞在、そして体験型観光の実現を事業方針として掲げておりまして、DMOの一員であります郡上市におきましても、郡上市観光連盟や関係する事業者と連携をいたしまして、受入環境の整備や誘客施策を現在行っているところでございます。

受入環境の整備につきましては、今、観光庁の国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業を令和2年度から採択を受けておりまして、スキー場の機能向上に係る整備だけではなくて、宿泊施設のある八幡、大和などからスキー場までを結ぶシャトルバスの運行であったり、道の駅での多言語観光案内看板の設置、そして共通リフト券販売サイトの構築などを進めてまいりました。

また、令和3年度からは、欧米豪エリアからの旅行者の需要が見込まれる英語観光ガイドの育成

にも取り組んでおりまして、令和6年度にはガイド組織を立ち上げ、外国人旅行者への案内を始める予定としておるところであります。

誘客につきましては、以前より、観光連盟や観光関係事業者の方がターゲットとしております台湾やタイ、オーストラリアなどの現地旅行会社に観光資源のセールスを実施しておりまして、現地とのパイプづくりに努めております。

また、名古屋市、岐阜市、下呂市など、ほかの自治体と広域観光連携を通じて海外旅行会社との商談を実施しておるなど、精力的に取り組んでいるところでございます。

なお、観光誘客の活動というものについては、相手との対話の継続と信頼の情勢が欠かせないということから、コロナ禍におきましても、アフターコロナを見据え、オンライン商談会等へ参加してきたほか、海外の旅行会社等においても、コロナ禍の影響で担当や体制が変わる中であっても継続的なプロモーションに努め、渡航が可能となったときには直ちに現地を訪問するなど、誘客活動に努めてきたところでございます。特に、令和4年度、5年度にかけて、台湾リスタートキャンペーンなどを行ってきたということは、今期の春節期間の宿泊客増加につながったというふうに考えているところでございます。

観光消費額が高いとされます外国人観光客の誘致につきましては、今後の郡上市の観光にとって欠かせないものであると認識をしておることから、観光連盟では、令和6年度の方針として訪日外国人誘客を重点とすることを掲げております。その中では、引き続き積極的な誘客に取り組むということとともに、新たに海外向けの体験予約管理システムや、今までつかみ切れていなかった外国人の個人旅行者——FITといいます——の観光動向データを取得できるシステムを導入する予定をしておりまして、こうしたデータを分析・検証しつつ、DMOを中心に事業者や各団体、行政など、多様な関係者間で意見交換や合意形成を図りながら、誘客促進並びに受入環境の整備をさらに今後も進めてまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

(5番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 蓑島もとみ議員。

○5番(蓑島もとみ) ありがとうございます。いわゆるインバウンド、爆買いのニーズが落ち着いた後なんですけれども、滞在型のゆったりとした観光がこれから見込めるんじゃないかなという形で、そのときこそ郡上のよさを発揮できるんじゃないかなというふうに思っております。急激な観光客の増加というのは、郡上ではとてもじゃないけど受け入れられないし、そういう状態にもないんですけれども、これから、あらゆる状態を加味した策を講じていっていただきたいなと思います。

それに対してですけれども、やはり滞在しようと思うと、郡上市内に宿泊して、長期滞在を望むわけですけれども、これに対して、空き家ですけれども、非常に郡上には立派な古い民家がございまして、

その古い民家を大いに活用した形での民泊と申しますか、滞在型の宿泊を誘致できないかなと思っ  
ているのですが、それは可能なものかどうか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（田代はつ江） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） お答えをさせていただきます。

空き家を宿泊施設として活用することにつきましては、八幡の市街地を中心として、趣のある町  
家を改装した施設、そして他の旅行者との交流が楽しめる共有スペースがあるゲストハウスなど多  
様な形態で営業がされておりまして、好評で、多くの宿泊者がございます。全国的にも課題となっ  
ている空き家の有効活用の一例になっているというふうに思っているところでございます。

住宅の全部、または一部を活用して旅行者等に宿泊サービスを提供する、今言われました民泊で  
ございますが、これはここ数年、インターネットを通じてマッチングをするビジネスが世界各国で  
展開をされておりまして、日本でも急速に普及をしているところであります。

平成30年には、新たな民泊サービスの枠組みといたしまして、住宅宿泊事業法が施行されまして、  
住宅宿泊事業者として届けば、住宅で宿泊サービスを提供できるようになりました。しかしなが  
ら、年間180日以内という実施制限があるほか、台所、浴室、便所、洗面の設備が必要でありまし  
て、かつ空き家の場合には、入居者の募集が現に行われていることなどの要件を満たす必要がござ  
います。また、180日を超えて民泊サービスを行うためには、原則として、旅館業法に基づいて許  
可を受けることが必要であります。

ちなみになんです、岐阜県内における民泊の登録数は1月15日現在で29市町の179戸でありま  
して、そのうち郡上市は41戸と一番多く登録がされているところであります。

今申し上げましたように、空き家を宿泊施設として活用するためには、旅館業法や消防法をはじ  
めとした許可や届出が必要になるほか、その利用形態に応じて、許可の要件を満たすための改装に  
要する費用や宿泊者への食事提供などが課題となってまいります。また、近年は、円安の影響もあ  
りまして、より高付加価値な宿を求める旅行者も増えてきておりまして、高い価値を持った特徴あ  
る施設とするには、旅行者が何を求めているかという、そのニーズを的確に捉えることも必要とな  
ってきているところでございます。

このほかに、全国的には、生活様式の違いや旅行の高揚感などによるトラブルも多く発生をして  
いるところでございます。旅館やホテルなどについては、従業員が常駐してトラブルにも即時に対  
応できていることや、建物についても壁などは一定程度の騒音に対応できる建物になっておりまし  
が、空き家を活用した場合については、従業員がその建物に常駐していないということとか、もと  
もと一般住宅としての構造上、騒音対策が弱いことなどから生じるトラブルも懸念されることから、  
近隣住民等との調整も必要となってくるところでございます。

3月4日でしたが、岐阜新聞の朝刊に掲載がされました県内民泊客V字回復の記事によりますと、

民泊の岐阜県内の利用者数は、コロナ禍前の元年度の2万8,559人に対しまして、令和4年度では2万5,002人と9割まで回復したとのことでありまして、そのうち外国人利用者の割合も、今まで東南アジアの利用者から、令和5年4月から11月までの8か月間の状況ではヨーロッパの利用が約34%で最多であったということでもあります。

今後増加が見込まれる外国人旅行者に対応していくためには、議員言われましたとおり、確かに空き家の活用も手段の一つではあると思いますが、単に空き家を宿泊施設とするためには多くの課題もございます。周辺的生活環境の保全も含めた対応や、また、宿泊施設にはホテル、旅館、簡易宿泊所、農家民泊など様々な営業形態もあることから、今後の推移を見ながら、旅行者のニーズに合った宿泊施設の提供が必要でないかというふうに考えているところでありますので、よろしくお願いをいたします。

(5番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 蓑島もとみ議員。

○5番(蓑島もとみ) ありがとうございます。空き家活用というのは非常に難しいといいますが、規制がある。何よりも耐震構造でなくてはいけない、衛生面もしっかりしていないといけないということで、いろんな問題があると思うんですけども。

昨年9月に15番議員がちょっとおっしゃっていましたが、伝統建築ということで、郡上番匠会、飛騨地方での飛騨の匠という技術者の集団があったということで、江戸時代から大正ぐらいまで、郡上でもかなりの職人が、出稼ぎという形で優れた若い職人が地方へ行って、優れた建築の仕事をしていたと聞きます。

全国多くの職人たちが見えるわけですけども、それらの方々の中で、やはり飛騨の匠というのは非常に文化的にも優れた技術を残しているということでも、ここに残っている古民家にも非常に価値の高い、日本人が見てもすばらしい技法を使った建物だなというのがまだまだ随分残っていることは皆さんも御存じだと思います。実際に、私の近辺でも、それらの家を改装して料理店を営んでみえる方がいらっしゃるんですけども。

外観は本当に古い昔の家なんですけども、中へ入って細々としたところを拝見すると、すばらしい技術で建築物が造られているということで、古民家、日本人の最近の感覚でいくと、何か黒くて汚いような印象を受ける方もいるんですけども、しっかりと改装して準備をすれば、あんなすばらしい建物、建造物はないというふうに思います。そういったものを、大切に残すということも考えながら活用していければありがたいですし、恐らく外国から来られる滞在型のお客さんたちも、そういったものが実はゆっくりと眺めて過ごしたいんじゃないかなというような要望もあるんじゃないかというふうに思うところであります。

最後になるんですけども、平成29年、観光立市郡上ということで、市長がうたっていただきまし

た。郡上の観光立市というのはどういった思いでおっしゃっていたのか、日置市長の郡上の観光ということに対しての思いをここでもし伺えればありがたいなというふうに思うのですが、よろしくお願いたします。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思いますが、ただいま蓑島議員のほうからは、最近のインバウンドの郡上市への入り込み等々、あるいはいろんな民家の活用等々、御提言もございました。いろいろと御質問ありがとうございました。

今、私への質問ということで、平成29年から観光立市郡上という一つの旗印を掲げたことの思いを話せと、こういうことでございます。

郡上市にとって、様々な産業というものがあります。農林業あるいは製造業等、あるいは卸小売業、様々な産業経済活動がありますけれども、そういう中で、従来から、先ほどもお話ありました郡上おどりであるとか、あるいはまた冬季のスキー場、ウインタースポーツ、こうした観光と言われるものもあるわけでございますけれども、言わばこうした様々な産業を総動員して郡上の産業おこしあるいは地域づくりをしたいと、こういう思いで観光立市郡上ということを唱え始めたというふうに私は自分の思いを整理いたしております。

観光という言葉は、よく言われるように、「国の光を観る」というふうに言われております。国の光というのは、その国の、地域の優れたものということだろうと思います。光り輝くもの、そうした国の光を観る。これは中国の古典の「易経」という本の中に出てくる言葉ですけれども、「国の光を観る、もって王に賓たるに利し」という言葉が出てくるんですけれども、優れた地域の光を放っているような、そういう地域であれば、その地域の王に仕えて、賓客として活躍するによろしいのではないかと、こういう趣旨なんですけれども、この「国の光を観る」という言葉が、いわゆる英語で言いますと「S i g h t s e e i n g」、今日で言う観光というもの、ツーリズム、そうしたものの訳語として日本では使われているというふうに理解をいたしております。物の本にもそういうふう書いてあります。

そこで、私もそうした観光の本義ともともとの意義というものに遡りながら、郡上も様々な歴史、文化、景観、自然、そうしたものを磨いて外に示すということによって、外からいろんな方が来ていただくということができないかという思いを持ちました。そういう形、思いを基本にしながら、観光立市という言葉の唱え始めたわけであります。

そして、これは産業として、経済政策としての旗印であると同時に、先ほど申し上げましたように、私たちが郡上の地域づくりというもの、様々なものをやはり磨いてさらに質の高いものにしていくと、こういうことによって、郡上の地域づくりを一体感も高めながらやっていきたいということでございます。そういう意味で、観光立市郡上という、この旗印の観光というところをもう一つ、

そういう作業することによって郡上市民が誇りと愛着を持って幸せを感じると、そういう意味の観光都市でもありたいなという理念も掲げたわけであります。

この理念の基底には、もう一つ、中国の古典を引きますと、論語の中に「近き者説び、遠き者来る」と、こういう言葉がございます。まずその地域の人たちが幸せな地域生活を送る、そうしたすばらしい地域をつくっていくことによって遠くから人がいらっしやると、「近き者説び、遠き者来る」と、こういう理念も実現をさせたいなと、そういう思いを込めてこのスローガンを立ち上げたということがございます。

郡上市としては、そういうことで何をするかということですが、ただいま申し上げましたように、この場合の観光、このプロジェクトは、例えば郡上市の行政で言いますと、単に商工観光部の観光課のお仕事ではなくて、農林業も含み、あるいは様々な基盤整備、建設部も含み、あるいは文化を磨くという意味では教育委員会も含みと、あるいは地域づくりをするということでは市長公室も含みというようなことで、言わば全庁体制で取り組む必要があるということで、市長公室の中に副市長を本部長とする観光立市推進本部というものを立ち上げ、また担当の部長級、課長級の職員も配置をいたしました。

そういう形で行政としては動き出し、そして、これは単に行政の取組だけではいけません。一番核になるのは、1つは観光地の地域づくり法人と申しますか、観光というものを中心にして自ら自主的に地域をつくっていく、そういう団体が必要だということで、これをいわゆる今はDMOと言っておりますけれども、そうした団体の認証を観光庁から受けて、強力に進めたいという政策を取ってまいりました。

そういう中で、現在の郡上市の観光連盟をいわゆるDMO法人という形に、観光庁の要求する様々な活動、体制、そういうものの要件を満たしながら、令和3年の3月にDMO法人の認証を受けました。

そして、DMO法人の中の大きな事業としては、1つは、現在も「TABITABI郡上」というような情報発信ツールを使いながら、あるいはそういうものによってどのような観光客の動向があるかというようなこともつかみながら、デジタルマーケティングと言っておりますけれども、そうした活動を進めてまいりました。

また、DMO法人という認証がなければ恐らく採択はなかっただろうと思っておりますけれども、先ほど可児部長が申しあげました国際競争力の高いスノーリゾート形成事業と、こういうものもここ4年ほど続けてまいりました。これからも続けてまいりたいと思っておりますが、そうした形で、DMO法人というものを中核にした郡上市の観光を進めてきたということがございます。

そして、また、DMOの下には参じております郡上市のアウトドアの関係者、ラフティングであるとかスノーリゾートもそうですけれども、こうした体験型の観光を進めるという形でアウトド

アにつきましても振興のための組織づくりをし、アウトドアの関係者は100年後までもスキー場もあり、美しい川遊びもできると、こうした郡上の自然というものもきちっと保全をしながらアウトドアの事業を進めていこうと。あるいは、郡上の様々な地域で楽しみとして進められております、言わば野遊びといえますか、野外へ出て、先ほど蓑島議員もいろんな体験を子どもたちにさせたいということをおっしゃいましたが、そういう体験事業を、野遊びという意味と郡上の遊びということをかけて「郡上ノアソブ」というプロジェクト、こうしたものを立ち上げて、これもいろんな企画、様々な体験をしていただくような形になっております。

それから、観光は、こうした様々な分野を担ってくださる人材が必要であります。まず、観光立市郡上を立ち上げた頃は、1つやったことは、世界の観光、まさに立市をやっているスイスのツェルマットへみんなで行こうということで、2回でしたか、3回でしたか、視察団を派遣して、そこで十分有益な勉強をしてきたというふうに思っております。そして、そういう人たちをさらに郡上市においても養成をするということで、観光塾事業というものもここ数年続けております。この主たる講師は、ツェルマットに在住してありまして観光のカリスマと言われている山田桂一郎さんはじめ、いろんな講師をお呼びして、郡上の人材育成ということもやってまいりました。

そして、もう一つ、郡上の観光ということでの柱はスポーツツーリズムであります。これも、郡上のスポーツ資源を、例えば吠高原のグラウンドであるとか、まん真ん中広場であるとか、いろいろございますが、そうしたものを中心にして、スポーツ合宿を呼び込むというようなことを一つの戦略といたしまして、教育委員会のほうにスポーツコミッションという担い手をつくりました。このスポーツコミッションは、単にももちろんツーリズムだけでなしに、郡上市の社会体育というものについてもいろいろと活動していくという任務を担っておりますけれども、こうしたものを発足させて活動しているというところでございます。

観光は、近年で言えばコロナの問題であるとか、あるいは様々な経済の変動というものに特に影響されやすいものであります。したがって、29年に立ち上げてから、様々な、特にコロナのパンデミックというような状況の中ではかなり足踏みをさせられた点もございますが、今、そうした形で事業が進みつつあるというふうに思っています。

ただ、観光は、郡上が考えたのと同じように、どこの地域も観光ということが一つのこれからの地域振興でございまして、非常に競争性の高いプロジェクトでもあるというふうに思っております。そういう意味では、今後ともいろいろな効果、歩みを検証しながら、そしてまた、いろいろと新しいアイデアも加えながら進めていく必要があるというふうに思っております。

ただ、観光立市郡上という政策を大きな意味で、単に郡上市は観光業のことだけやって我々には目をくれていないというようなことを聞かないでもないですが、実はそれはまだ我々のやり方が至っていない点もあるかもしれませんが、十分、観光というのは非常に裾野の広いものであります

から、今後ともまさに政策も磨きながら進めていく必要があるというふうに考えております。

私の思いの一端はそういうことで、郡上の持っている様々な分野の資源を連結して、そしてさらにそれを磨きながら、住んでいる人も幸せに、そして来ていただく方にも感動を与えると、こういうような地域づくりをしていきたい、そんな思いを込めて、今、進めているところであります。

職員の皆さんもそれぞれの担当分野で非常に頑張ってくれておりますし、DMOである観光連盟の皆さん、そしてまた関連の産業の皆さんも心をつなげて頑張ってくれておりますので、いろんな課題はいっぱいあると思いますが、しかし、これからも大きな可能性を秘めたものではないかというふうに考えているところでございます。

(5番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 蓑島もとみ議員。

○5番(蓑島もとみ) ありがとうございます。

実は3年前、ある市へ行って、そこの市長さんから言われました。郡上は、自然も文化も遺産も全て整っているじゃないか、そこへもってきてインフラも整っている。ぼうっとしていただかないということで、全て整っているところだからこそ、しっかりとやらなくちゃいけない。

しかも、今、市長さんもおっしゃいましたけども、地域の住人が楽しめない地域では観光にならないということで、しっかりと受け止めて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(田代はつ江) 以上で、蓑島もとみ議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時25分を予定いたします。

(午前10時12分)

---

○議長(田代はつ江) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前10時25分)

---

#### ◇ 田中義久議員

○議長(田代はつ江) 4番 田中義久議員の質問を許可いたします。

4番 田中義久議員。

○4番(田中義久) 4番 田中です。今日は、議員任期最後の一般質問であります。日置市長におかれましても、最後の議会ということであります。私はこの機会に、自分として一貫して取り組んできた、しかも市民生活に直結する、また、待ったなしの防災対策を1点、それから、また、4期16年、市長を務められた日置市長さんから、郡上市の夢と希望へ向けて贈られる言葉をお伺いしたいと思います。質問通告に沿って、この2問につきまして、よろしく願いいたします。

初めに、元日の能登半島地震は、郡上市でも震度4を観測しました。我が家でも、お正月のこの

団らんの中でありましたが、その直前に、能登半島で強い地震との情報が出ました。そして、郡上でも震度4と、その瞬間に、私は、震源地の能登半島が相当な大地震に襲われたなど直感をいたしました。まさにそのとおりで、震度7、あるいは震度6強の強烈な揺れが能登半島を襲い、そのすぐ後に津波が到達し、また、輪島では240棟以上、5万平米を焼失するという大火災が起きました。

住宅の被害は10万棟を超え、241人という多くの方がお亡くなりになったと報道されています。道路や上下水道をはじめインフラが壊滅し、厳しい寒さの中で、これは2月下旬の数値ではありますが、2万人を超える方が、大勢の方々がつらい避難生活を強いられてお見えでございます。被災者の皆さんに心からお見舞いを申し上げ、お亡くなりになった方々には、深く哀悼の意を表するとともに、復旧の取組が進むことを祈念申し上げる次第であります。

また、当日のうちに、素早く郡上市消防本部からも緊急援助隊の消防隊・救助隊が出動され、岐阜県隊として3次にわたり現場で任務に当たられました。また、職員による飲料水や支援物資の送致、または専門職員の派遣、さらには義援金の手配など、郡上市としてできる限りのことをしっかり取り組んでいただいたことに敬意を表するところであります。

私自身も、できれば4月に入ったら何らかの現地へ赴いて応援活動をしたいと考えておるところであります。

さて、そこで、今回の質問は、郡上市における断層など、今回、地震災害を中心とさせていただきますので、この地震の原因となる事象、この最新情報というものを収集されているか、そういうことについてお尋ねをします。

阪神淡路大震災以降、約30年の間に日本中で東日本大震災、新潟中越あるいは能登でもありました、岩手、宮城、駿河、長野北部、さらに熊本でも大地震、鳥取県中部に島根県西部、大阪北部、北海道東部、千葉県など、実に多くの地域で大変強い地震が起きております。

また、自分はお城山へ行くとき、いつも思うんですけれども、お城山の車で行く道のほうですけれども、上のほうに地層が縦に押し上げられたような形の形状の地層がありますけれども、恐らく郡上でも相当すごい地殻変動、大地震が起きた、その残り、遺構だというふうに思っておる次第であります。

郡上市の防災会議には、岐阜地方気象台からもメンバーが御参画をされまして、地震予知などの情報も共有されていると思います。地震予知は極めて難しいものだというふうに認識はしておりますが、郡上市として、この地域では、大地震がどこを震源に、また、いつ発生する可能性があるかと、こういうことを想定されているか、まず、これをお尋ねします。郡上市に関わると想定される断層の存在を含め、明らかにしていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 田中義久議員の質問に答弁を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） それでは、御質問の地震の発生原因となる断層の存在、発生の可能性、加えまして、被害想定についても資料を用いてお答えをいたします。タブレットを御覧ください。

こちらは地域防災計画から抜粋しておりますけれども、まず郡上市に被害が想定される断層の存在は、市の防災計画に断層位置を掲載しております。資料のとおり、7つございます。なお、この調査結果以外にも被害想定はございませんが、5つの断層体があり、岐阜県内には合計で12の断層体がございます。

これら断層によります被害想定は、岐阜県がこれまでに調査を実施しております。古くは平成10年3月に岐阜県地震被害想定調査、また直近では平成31年2月に内陸直下地震被害想定調査と、これまでに5回の調査を実施して公表されております。

被害想定算出につきましては、国の中央防災会議で用いられる時間帯等を用いておまして、資料下段に掲載がございますけれども、人的被害は冬の午前5時、建物要件は冬の午後6時、滞留者は夏の午前12時を条件としておまして、これも断層体ごとに示されております。これらはともに人的、建物被害、滞留者のそれぞれが最大と試算される季節と時間帯です。

次に、郡上市に最大の被害をもたらすとされる断層は、図面中で郡上市を縦断しております長良川上流断層帯、しかもこの北側が震源となった場合です。

次の資料を御覧ください。

こちらを御覧いただきますと人的被害、右の表にございますが、死者が635人、避難者は1万6,926人、建物被害は全壊と半壊を合わせまし1万19,795棟になると想定がされております。

なお、南海トラフ巨大地震の被害は、震源が市内に存在する断層よりも遠いということから、市内での死者は8人、避難者は2,149人と想定されております。

次に、地震がいつ発生するかにつきましては、今ほどの長良川上流断層帯の30年以内の発生確率は、国の調査によりますと不明とされております。

また、郡上市に影響のある7つの断層帯で30年以内に発生する確率が最も高いのは、阿寺断層帯でございます。6%から11%と想定されております。

しかし、議員御指摘のとおり、地震予測は大変難しく、過去の阪神・淡路大震災も当時の発生確率は0.02%から8%とされていたことから、確率が低い断層帯でも大規模な地震が発生することがあり得ます。地震はある程度予測可能な豪雨災害と異なりまして、いつ発生するか分からないということでもありますので、まずは自らの命を自ら守る行動を取っていただけるよう、シェイクアウト訓練等を通じて啓発してまいりたいと、かように考えております。

以上です。

（4番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 田中義久議員。

○4番（田中義久） 実に行政計画の中に、この地震が一旦起きれば、死者635人、重傷者1,108人、軽傷者3,195人、要救助者1,458人等々のことが書いてあるわけです。大変なことだというふうに思います。これは起きるんだということが防災計画の中に書いてあるということです。ですから、私は、市には、狼が来たぞ、来たぞと言って、本番のときに信じてもらえなかった狼少年になってはいけないと、そう考えるのではなく、危険性や災害発生の恐れを積極的に事前周知していく、こういう恐れがあるんですと。そして、市としては、最高の研究がされている学会、あるいは研究者、その見解というものを積極的に食欲に求めて、そしてそれをしっかり受けながら市民と共有して備えるということが必要であると思います。

防災意識の啓発と増進につきまして、総務部長が言われたように、精いっぱいお取組をお願いしたいというふうに思います。

関連しまして、もし郡上市で大地震が起これば、道路損壊、山腹崩壊等で多くのこの周辺の郡上の集落は分断されてしまいます。そのときに人命救助のタイムリミットといわれる72時間の壁、これをどのように対処するのか、ただいまの数字も出ております。しっかり、これシミュレーションをして、郡上市の各地、洞々そこでどういうふうな在宅の患者さんが見えるか、その方はどういう電気の補助装置を使って、今その病気に向かって見えるか、そういうこともしっかり地域振興事務所を通じて把握をしながら、個々にはこういう手当がそのときに必要になると、そういうことをあらかじめしっかり把握しながら、それに対応した非常電源は十分備えてあるのか、災害停電と電源の非常供給、それらをしっかり把握して対処できるようにしておかなければならないと思います。

道路の伐開、これは建設事業の皆さんに相当お力を頼らなければなりません。国土強靱化で、ぜひ防災ベルト軸というものを郡上の中でもつくっていく必要がありますが、この間、ちょうど合併20周年の記念の講演で、片山善博先生、鳥取県知事になられるときに、まさに自分としては防災の構え、一番行政としては第一にやるべきだと、こういうことで自衛隊に対するそのときの連絡方法を実は部長は誰一人知らなかったと、だから、まず、そのことから始めて半年後でしたが、まさにその地震が来て、それが非常に間に合ったと言われましたが、そういうふうな日頃からの防災担当の備え、そして救助を頂く、あるいは自衛隊、県警、建設業者の皆さん、そういうところにしっかり即座に伝達ができる。できたら、総務部長の机の横にはそのマニュアルがピタンと貼ってあるくらい、そういうふうな体制が必要ではないかというふうに思う次第であります。

災害医療チームDMAT、これ、どうやって電話かけるんですか、こういう話です。まさに、この間、片山元知事が言われた、あの御指摘のとおりだというふうに思っていて心配をしているところがあります。

また、避難生活では特にトイレの問題がクローズアップされております。こうした応急対策に不

備がないよう、直ちに地域防災計画を再確認、また必要な見直しを行っていただいて、そして片山先生の言われたことを1回実行されたらどうかと思うんです。やってみたらいいと思うんです。そういうことによって、恐らく相当現場における改善点が向上するというふうに思います。

こういうことにつきまして、即応、応急体制、全般について、総務部長としての体制について異論がないと、そういうことについての日頃の心構え、そういうことにつきまして、御答弁いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 議員御指摘のとおり、災害に対する懸案事項はいろいろございます。地域防災計画の再確認、担当者同士のやり取り、体制全般と3点に絞りまして、まずは答弁をさせていただきたいと思います。

まず、地域防災計画に関しては、一般論になりますけれども、全国で発生した災害を受け、国の中央防災会議での議論、災害対策基本法の改正などを経て県の計画が見直されまして、これらを受けて毎年、市の計画を見直し、確認をしております。市の会議には国の機関であります気象台国土交通省、また警察、電力会社、社会福祉協議会など、災害対策に関わるあらゆる機関の関係者が一堂に会して協議をしておりますけれども、議員からも御指摘がございました、過日の合併20周年記念式典で講演された片山先生からは実態のある計画にと、かようなポイントだったと理解しておりますけれども、そうした視点での議論、見直しも必要と再認識をさせていただいたところです。

また、計画は災害対応に係る各部の役割などを詳細に記載しておりますけれども、大変文書量も多いため、さきの能登半島地震を受けまして、市長からは各部課長に対しまして、まず所管として発災時に対応すべきことを1ページにまとめておくことと指示を受けたところです。

また、所長に対しては地域で孤立の懸念があるような集落がないかというようなところで、常に現場にも足を込んでくださいというようなことを指示を受けたところであります。

次に、担当者同士のやり取りということでの御指摘がありましたけれども、気象警報図の例で申しますと、郡上土木事務所とは河川水や土壌、雨量の情報提供、避難指示・命令発令の助言を得るなど常に情報交換をしております。また、気象台とはホットラインによる、今後気象情報の共有、加えて中部電力とは停電情報や復旧見込みの情報を頂くなど、関係機関とも常に連絡を取り合っております。発災時にはこうした平時からのやり取りが生かされるものと考えております。

最後に、体制全般に遺漏がないかという点につきましては、大規模災害が発生した際には、市の各部門のみならず、昨日の一般質問にもございましたけれども、保育園等におけます児童の安全確保など、様々な分野、施設等が危機管理意識を常に持ってその機能を果たすことが市民の生命、財産を守ることにつながりますので、議員御指摘の点は非常に重要なことと考えております。

様々な想定準備をしても、災害はそれを超えて被害をもたらすと考えまして、災害対策に万全は

ないということを肝に銘じまして、毎年実施しております現地訓練などを通じて、関係機関と手順や対応を確認し合う、あるいは顔の見える関係にしておく、こういう取組が重要と考えております。

また、片山先生からも御指摘があった訓練内容、本当にシナリオに沿ったものではないというようなことについても検討したいと考えております。

一方で、能登半島地震の状況を見ますと自治体職員も被災していると、そういう現状が見られますので、各部におきましては、自ら職員が出られない状況に至った場合にどういうことをやっていけるのか、どういうことが必要なのかという業務継続計画についても再確認をさせていただきたいと思っておりますし、重ねてでありますけれども、やはり自分の命はまず自分で守ると、そこに職員が行くまでには時間がかかるんだという意識を持って自助の強化、共助の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

(4番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 田中義久議員。

○4番(田中義久) 総務部長さんから本当に細かな具体的なお話を聞いて、今本当によくやっただいていいるなというふうに思いましたし、日置市長さんからは各部長に1枚ずつとにかくマニュアルを作って備えようと言われたということは、本当にすばらしい対応をされたなと思います。

能登半島地震があって、そして片山先生のお話を受けて、やっぱり地震が起きてからどうかするという事は、当然それはそのことでやらなんですけど、できる前にどこまで備えておくか、そして起きたことに対して即応できるか、そういう体制です。かつて夜警国家論というのがありまして、要は人が集まって住む、村をつくっていくというのは、やはり自分が生きていく上での危険とか、動物からも身を守らなくてはいけない、自然災害からも身を守らなくてはいけない、食べるものを確保しなくてはいけない、そういう人間が集まって住む町とか村、そして今でいえば行政です、これは基本、やっぱり自分たちの安全・安心を第一にそこでみんなで力を足し合って、それで生きていけると、それがまずやはり行政の第一歩ということだというふうに思います。

これが、この間、片山先生が言われましたが、もし災害が起きたら、産業も教育文化も福祉だって、それで止まってしまふんだと。だから、いかに行政の取り組むの一番が防災対策であるかと、こういうことを言われたというふうに自分も感じました。もちろん360度行政の仕事がありますから、それだけに関わるわけにはいきませんが、大いに今、総務部長が言われたことを実践していただきたいなというふうに思います。

さらに言えば、昨夜、BSの番組で四国のある町村でしたけど、もう来たことにして高台移転を既にやっているんだと、来てから移動するんじゃなく、都市をつくるんじゃなくて、町を。もう今

からこれだけの高さの津波が来ても、そこに移転していればいいんだと、要するに災害が来る前に災害が来た後の対策を前もって都市計画といいますか、まちづくりの中で実行していくということが行われているという例を昨夜やっておりました。僕はこれが非常に大事なことだなというふうに思いますし、ハザードマップとか、さまざまな警鐘が叩かれているところには、できるだけそこに集落ができないような行政の働き、大事だなというふうに思います。ぜひお願いをいたしたいと思います。

防災の質問の3点目ですけど、緊急輸送路の確保や仮設住宅の資材調達、あるいは岐阜県の新年度でそうしたことに対する予算が、これ新聞報道で知りましたが、相当配慮されておりました。郡上市の新年度予算の中で今回の能登半島地震を教訓に、何か新しいそういうふうな取組を行うことを検討されたかどうか、こういうことを伺いたいわけです。

市長の施政方針、予算編成の御説明の中には、実は言及はありませんでした。しかし、これは一刻も待てない災害への対応でありますから、私は骨格予算といえども、緊急に必要な対策事業は事業費として盛り込むべきと考えます。

それで、1つの事例として具体的な話をさせていただきますが、建築、建物の耐震構造によって、今回の地震でも相当倒壊を免れた家屋があると報道されておりました。ただ、何度も何度も来ることによって、それはまた状況が変わってきますけれども、1981年の新耐震基準、さらに2000年の建築基準法の改正で、木造住宅の耐震強化を目指して現行の2000年基準が設けられた。この新耐震基準も震度6強に耐えることが目指されて、2000年基準ではさらに厳しい対策が講じられるということになっております。

そこで要注意は、30年を超える家屋耐震診断と耐震補強を行うことが必要ではないかと、こういうことになります。この事業を対象家屋に全て当てはめていただいて、予防対策を素早く計画的に進めることができないかと、こういうことを感じたわけであります。

今回の予算におきまして、市長はこのことを触れられておりました。耐震補強が大事だと、そして件数のことまで言われておりましたが、自分としては件数が少ないなというふうにあのとき聞きました。ぜひ、どれだけ措置できたのか、あるいは今後に向けてそうした考え方をしっかり構築されたかどうか、お伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） それでは、お答えをいたしたいと思います。

初めに、住宅の耐震化の状況につきまして、少しお話をさせていただきたいと思います。

住宅土地統計調査からの推計でございますが、郡上市内の住宅で約59%が、先ほどお話がありました、昭和56年の新基準以降の住宅です。旧基準の住宅は約41%になりますが、そのうち約4%が耐震改修を行った住宅、また約4%が耐震結果により耐震性を満たす住宅ということになっており

ます。この結果から約67%が耐震化されており、逆に残りの33%は耐震性が不十分であるというふうに考えられます。

市におきましては、耐震化の事業としまして、1981年からの新基準前の木造住宅の耐震診断につきまして、無料の診断の事業を実施しております。加えまして、木造住宅の耐震改修については、耐震補強工事に補助を行うということを行っております。

また、木造住宅以外の建築物に対しまして、対象建築物の種類に応じまして、耐震診断、耐震補強設計、耐震改修に対します国、県の補助を受けて、あらゆる建築物に対しまして耐震化をされるように補助を展開しているというところでございます。

昭和56年から平成12年までに建築されましたもう一つの新基準、こちらによる木造住宅については、今のところ国、県の耐震改修の対象となっております。しかしながら、これによって予算の計上には至っておりませんが、今後の対象となる対応につきましても検討していけばというふうに思っています。

これまで耐震診断であったり、耐震補強を促すために市ではホームページであったり、郡上広報、こちらの特集掲載によりまして実施をし、また、職員が直接現地に訪問しまして所有者の方に啓発を行うローラー作戦、こういったものも実施して周知に努めているところでございます。

しかしながら、耐震診断は平成17年からの累計の実施件数で318件、年平均にしまして大体19件、これに平成21年度からの耐震補強工事、こちらの実績が29件で、年平均で2件であり、耐震補強の実績には結びついていない状況でもあるところでございます。

その中で過去20年ほどの傾向ですが、大規模な住宅の倒壊や人的被害を伴う地震、これが発生しますと市民の方々が震災を意識されまして、補助を受けて耐震化を行う傾向にあります。そうした傾向を踏まえまして、令和6年度の木造住宅の耐震診断事業、耐震改修事業に対する予算措置は過去の震災後の状況であったり、例年の実績から判断しまして、木造住宅の耐震診断事業に15件分、耐震改修事業に3件分の予算計上をしておるところでございます。

なお、この予算につきましては、結果的に能登半島地震前に想定をして予定した件数でありますので、各種事業に対しまして市民の皆様方からの要望状況に応じて主張があれば柔軟に補正予算等の対応をしていきたいというふうに考えてございます。

議員からの御指摘のあったように、震災に備えて未耐震の住宅全てに対して計画的に耐震化が進められることが望ましく思っておるところでございますが、しかしながら、この昭和56年代の新基準前に、当時現役であった方々が住宅を建築され、現在は高齢になられたというところで耐震化するにも経済的な負担は大きく、さらには大きい住宅などになりますと費用も大変かさむということの悪循環が重なりまして、そのまま未耐震の住宅に住まわれるという傾向もあるところでございます。

1月の能登半島地震でもそうであったように、これは全国的な傾向であると言われておりまして、後継者があり住宅を耐震化されればよいですが、人口減少と特定地域の人口集中が顕著な中で大きな問題となっているところでございます。

各種の関係機関の間でもこのことは課題とされておりまして、これらの課題に対応する国、県の施策や補助制度、改正等の動向を注視しながら、今後も郡上市の耐震化事業を進めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(4番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 田中義久議員。

○4番(田中義久) 非常に詳細に御説明いただきましたし、思いが伝わってきました。

ただ、実数としていけば、やっぱり30%くらいのまだまだそこに達していない家屋の対策ということが必要でありますし、建築の耐震補強工事が年2件と、平均で、それやっぱり2桁せめて20件、30件、あるいは50件、こういう時期だから余計皆さんも気をつけてやろうと思われるわけですから、そういうタイミングを捉えて、ぜひ予算も倍々増、それから国と県もしっかり引き込んで、その資金も制度も活用して、郡上市民の皆さんの地震対策、寝ているときにそこに潰れて倒壊して下敷きになることはないように、ぜひ取組を進めていただきたいと思います。相当力を入れていただきたい。よろしくお願いいたします。

それから防災士の会です。自分も防災士をらせていただいて、会の活動にも参加していますが、耐震の家具の転倒防止の小さな留め具とかいろんなことも、防災士の活動の中で独居の方にお家まで出かけて、そういうふうなお手伝いをするということもやってみえます。ですから、そういう地域の中のボランティア、あるいはそういう専門家の集団の皆さんのお力もうまく地域で発揮していただけるように、ぜひ仕向けていただくと、そういうことも大事ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、2問目に入らせていただきますが、日置市長さんへの質問をお願いいたします。

私も市の職員を長く務めさせていただきました。日置市長には約10年お仕えをいたしました。私の頭にも走馬燈のように様々な出来事がよみがえるわけでございます。私は市長さんが県の職員、自分も企画課で郡上八幡の企画、まちづくりを県から審査会にあって出向いたとき企画課長をやらせておられましたし、活性化大学のときもいろいろと自分も出入りさせていただいておりまして、存じ上げておったわけでありましたが、日置市長さんが群馬県の財政課長、これは自治省から出向されておったんだと思いますけど、それがこの郷土文化史郡上の第7冊に寄稿されているんです。1979年、昭和54年です。その頃に群馬県に財政課長として行かれておられた、「ふるさとに寄せて」という寄稿をされています。この中で実に市長は、「現実的に生き生きとした関わり合いを形成しながら、ふるさとと共に生きたいと願っています。将来、地域づくり、村づくりに私も何らか

の形で参画できればと願っているのです」とこう書かれているんです。これを読みまして、これ僕も結構、谷澤さんがお元気な頃にこういう人が見えるぞということで見せてもらって読んだ本ですけども、まさに自治省から岐阜県へ、そして郡上市の市長になられたのは偶然ではなく、早い段階からこのふるさとへの強い思いをお持ちであったんだなど、まさに人の輪、天の時を捉えられて実現されたのだなというふうに私自身思っております。

実は、今回、そういうことも含めて新しい、これ、「郡上Ⅱ」という郷土文化史、これ、私、編集長をやらせていただいておりますが、今回、市制20年、合併20年をテーマとさせていただきます、この中で議長さんにも巻頭言を書いていただきましたし、市長には「二十歳になる郡上市への思い」ということで書いていただきました。本当に短い文書の中に16年の思いを書いていただいたわけでありませう。

この間につきまして、本当に初代の裕市長さんを含めて敬意と感謝を申し上げる次第であります。私はここで過去を振り返るのではなく、日置市長さんが、今、市政を去られるに当たって、この「郡上Ⅱ」の最後のところに、「決してこれからも平坦な楽なものではないが、夢と希望の持てる市政であることを信じたい」とこう書かれております。そういうことで日置市長にはこの財政とか事業とかという個別のことではなくて、郡上をこよなく愛し、懸命に努めていただいた郡上市へのこれからの夢と希望、このことについて少し語っていただきたい。できれば、今年1年の一文字というふうに、よくお寺の坊様が書いてみえておりますが、ああいうふうな漢字一文字というところちょっと恐縮な私の要請になりますけれども、そういうことも含めてお話を頂けたらと思います。これ、メモリアルになります。昨日のお話聞いたらマラソンランナーではないぞと、駅伝だと、次にたすきを託すんだというふうに言われましたが、そういうふうなことが次のランナーへの示唆となり、市民が共々に向かっていくよすがとなるというふうに思いますので、ぜひ、日置市長さんからお言葉を頂きたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたします。

今、今日の時点に立って、これからの郡上市に対してどのような夢や希望を持っているのか、あるいはそういうメッセージを、というお話でございました。

先ほど御紹介のあった昭和54年だったでしょうか、最初の郷土史「郡上Ⅰ」ですね、言わば。のときに何か寄稿のお声がけがあつて書いたということだと思いますが、そのときは全く今日こういう形になるとは、全くそのことは予想していませんでした。しかし、何かの関係でふるさととつながりは持ちたいなというふうに思っていたということでございます。

大変16年間お世話になりました。昨日も申し上げたとおり、本当にまだまだ古くからの課題も残し、そしてまた今の時点に立って新しい課題も押し寄せていると、こういう状況の中で、本当に昨

日も申し上げましたが、「成すことのいまだ終わらず春を待つ」という浜口雄幸の俳句を紹介しましたが、下のほうの下の句は、あまり私の今の気持ちを今頃何言っているんだということですが、しかし、「成すことのいまだ終わらず」という気持ちはそのとおりでございます。

そういう中で、昨日も申し上げましたように、ぜひ次の時代へたすきをつないでいきたいというふうに思っております。何かそういうメッセージを込めて1字をとられました。大変悩みましたが、AIの助けも借りようかと思うほどでしたが、AIの助けは借りませんでした。今日、昨夜、下手な字ですが書いてまいりました。「繋」という、たすきをつなぐということもあるんですが、「繋ぐ」、あるいは「繋がる」、こういう漢字を書かせていただきました。この「つなぐ」という言葉の中には、通常は皆さん思っておられるとおりであります。長く続くようにする、あるいは絶えないようにする、こういう意味もありますので、先ほど来、災害、自然災害というような大きなリスクもあります。あるいは昨日来から申し上げております、人口減少というような形での、まさにこのことは今言われ始めたわけではありませんが、人口減少に伴う地方消滅なんてことも言われておるわけですから、まさにそうしたいろいろな環境に郡上市民、これが行政も議会も市民の皆さんも一緒に手をつないで、少なくなる人口ではありますが、みんなが力を合わせてこの時代を乗り切り、切り開いていきたい。様々な現在につながっている伝統、文化、そうしたものも将来へ、未来へつないでいく。あるいは、逆に新しく起こってきている未来の技術については、現在の生活、産業を切り拓いていくためにたぐり寄せてそうしたものを活用するという意味でまたつないでいく。いずれにしても、つないでいく、あるいはつながると、こういう言葉も一つの郡上市の二十歳を迎えた青年郡上市にとって大切なことではないかというようなことで、下手な字でありましたが一筆をしたためさせていただきました。ありがとうございます。

(4番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 田中義久議員。

○4番(田中義久) 本当にありがとうございました。漢字というのは、本当にやっぱり、今、御解説いただいたようにいろいろな意味があって、そして恐らく相当何万とある漢字の中からその1字を選ばれて、今、お話を頂きました。自分としては肝に銘じて、これからも自分としても市政に向かっていくといえますか、皆さんとともにそういう気持ちを大事にしていきたいなということを痛感いたしました。

実は、昨日、市長が、自分はマラソンランナーでなくて、駅伝の選手だと言われたものですから、おそらく1字は「駅伝」の「伝」だと、非常に自分の浅はかさを感じましたけど、「伝」という字が出てくるのかなと思いましたが、やっぱり「繋」ということすばらしいなと思いましたが。自分も常に力を足し合うということをテーマにして、皆さんに呼びかけてきました。力を足し合う、こういう郡上を皆さんとともにつくっていくと、そういうことを私たちは大きく受け止めていき

いというふうに思います。

本当に御答弁ありがとうございました。長い間の御指導、御尽力に感謝を申し上げながら、以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、田中義久議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分を予定いたします。

（午前11時05分）

---

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前11時15分）

---

#### ◇ 田 中 やすひさ 議員

○議長（田代はつ江） 11番 田中やすひさ議員の質問を許可いたします。

11番 田中やすひさ議員。

（「議長、ちょっと傍聴席」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） すみません、傍聴席のほうですけれども、私語を慎んでいただきたいと思えます。

○11番（田中やすひさ） それでは、議長より、許可を頂きましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

先ほども、市長からお話でしたが、昨日もお話がありました。浜口雄幸さんの話を市長がされまして、私も今、休み時間のうちに、ちょっとずっと、いろんなことを思い出していたんですけども、浜口雄幸さんは金解禁のこととか軍縮とか、非常に困難な問題に立ち向かわれた方で、その中で好きな自分のエピソードがありまして、趣味は何かということ聞かれたときに、「どうせ浜口の趣味は何もない、浜口の趣味は政治だろう」ということを言われたときに、「政治が趣味とは何ごとだ」と浜口さんが怒ったという話があって、私はそのエピソードが大変大好きで、市長も大変うなずいておられますが、政治というのは人の生活とか暮らしとか、そういったもの扱うものであり、そういったものを趣味にすべきではない、大真面目に取り組むべきだという趣旨で浜口さんが怒られたということ思い出しまして、後にお話を御質問させていただきますが、市長とも重なる部分を感じまして、そういったことを思い出しておりました。

それでは一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

1つ目が、職員の働き方改革と予算編成の在り方について、お伺いをいたします。

まず、今回、予算編成の事務の流れについて、改めて質問させていただきたいと思えます。非常に市役所の内部の事務的なお話で、市民の皆さん方にはなかなか馴染みがないテーマだと思います

が、できるだけ分かりやすく、まず現行の積上げ方式の予算編成の方式と枠配分方式の予算編成の方式について、それぞれ説明を頂ければありがたいと思うので、よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 田中やすひさ議員の質問に答弁を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） それでは、お答えをさせていただきます。

資料で説明しますのでタブレットを御覧ください。

分かりやすくということでございますけれども、まずはちょっと事務的な説明になるので申し訳ございませんが、初めに予算編成のおおむねの手順を説明させていただきます。

資料上段の手順の流れで、財政部局において、歳入の見積りを行うということで、税や地方交付税、地方債など、国が示します地方財政の見通しということがございますので、こちらを参考に新年度の歳入総額を見積もるという手順が最初でございます。なお、補助金や起債といえます借金は、歳出残の利用によって変動しますので、当初の歳入見積りは、概算の予算規模を把握する趣旨で行うというところであります。この歳入見積りに関しては、どの自治体も同様の方法によると思われ

ます。

議員の御質問がありました積上げ方式と枠配分方式といえますのは、歳出側の積算方法のほうです。

まず、上段の当市が行っております積上げ方式は、各部が必要な分だけ予算要求しまして、原則、これら事業一つ一つを財政部局が精査する方法です。このようなことから一件査定方式、一件ずつ査定する方式とも呼ばれております。

令和6年度の予算要求を例にしますと、歳入は当初要求時の総額を271億円と試算したところで

す。

次に、歳出の要求に当たりましては、市長が示す予算編成方針に基づき、各部が必要な事業に要する金額を積み上げまして、財政部局で総額を集計しますけれども、通常は収支ギャップ、いわゆる財源不足が生じることとなります。

令和6年度の要求段階では、集計した歳出総額が306億円となり、35億円のギャップが生じました。この多額の財源不足を解消するために財政部局が中心となりまして、以降は資料上段にありますように財政査定、副市長査定、市長査定の中で、事業一つ一つについて適正な予算となっているかを精査し、事業の緊急性でありますとか、必要性などを検討して予算案を作り上げるという手順を取っております。

したがって、積上げ方式は財政部局に大きな権限と責任がある方式であるといえます。

次に、枠配分方式につきましては、一定のルールで財政部局があらかじめ配分した予算枠に収まるように各部が事業を選定する方法です。

図に、下段に示しておりますけれども、積上げ方式の手順に加えまして経常的、義務的経費など各部に一定の予算上限であります、赤字で書いておりますが、配分枠を提示しております。各部はその予算内で要求をするという手順です。

実際の枠配分方式では、政策的、投資的な事業は別枠で扱う、あるいは事業の性質別に上限を設ける、設けないなどの方法もありますので、あくまでのイメージと御理解いただきたいと思います。なお、枠配分内の事業につきましても手順に示す市長査定等を通じての精査は必要ですので、工程数が大きく変わることはないと考えられますし、予算編成の権限と責任が首長にある点は当然に両方式とも同様です。

以上です。

(11番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） ありがとうございます。これについては、令和元年の6月議会でも取り上げており、市長の御所見も伺ったところでございます。

当時、私が質問させていただいた趣旨は、厳しい財政状況から現行の予算編成の在り方、積上げ方式を見直すべきではないかということをお願いしました。

今回は、それに加え、別の視点を持って質問させていただきたいと思います。

別の視点とは、職員の皆さんの働き方改革が待ったなしだということでございます。郡上市のさらなる発展と市民の皆さんの幸せの土台となるのが、職員の皆様の職場環境にあるということを思います。生き生きとして、のびのびとした郡上のためには、生き生きとし、のびのびとした市役所でなければならないと考えます。

職員の皆さんは業務だけでなく、地域社会の中でも様々な役割を担っています。何かをやるためには何かを止めなければ、お金だけでなく、人のキャパ、容量も超えてしまうのが当然だと思います。

以前、市長は、枠配分方式は、市全体の政策を全体的な総合的な面から推進をするという立場や、いろんな各分野の予算を統一した考え方の下に予算措置をするという面ではやはり難点もあると、当時答弁をされました。一方、枠配分方式のよい面として、各部の自主性というものが大いに活かされて、一定の予算範囲の中で枠の中で何とかしなければいけない、スクラップ・アンド・ビルドもできる、財源にスクラップ・アンド・ビルドが進む面もあるかもしれないとおっしゃっており、働き方改革につながる業務のスリム化という側面では、枠配分方式のメリットも認めておられるところだというふうに思いました。

そこで改めて、それぞれの方式のメリットとデメリットについて、総務部長にお尋ねをいたします。

○議長（田代はつ江） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） それでは、こちらにつきましてもタブレットを御覧いただきたいと思います。

ここで示させていただきますメリットとデメリットは、あくまでも一般論と御理解いただきたいと思います。

それぞれに表の図面です、右側に記載の特徴とある欄がございます、マルがメリット、バツがデメリットということで記載をさせていただきました。

初めに、積上げ方式のメリットは、各部門やプロジェクトの特性に応じた予算が可能でありますとか、市全体の施策を総合的な観点から判断し、統一的な考えに基づき事業を削減することに有効と言われております。

デメリットは、担当部局が必要とする予算額を要求するため増加傾向で、歳入見込額を超える収支ギャップが発生し、各分野でも施策の重点化のバランスを取りながらこの収支ギャップを解消するために、財政部局を中心に多大な工程が必要であると言われております。また、担当部局自らが事業を少なくする機運が生まれにくいという点もあると言われております。

次に、下段の枠配分方式は、各部局に予算の上限があるために、メリットとして予算の過度な拡大を抑制し、財政の安定性確保につながる。また、職員自らが創意工夫して事業を組み立てる機会が増え、コスト意識の醸成、仕事のやりがいにも寄与すると言われております。

一方で、デメリットとして予算枠が各部局に一律に決定されるため、特定のニーズや要求に十分に答えられないでありますとか、そもそも予算枠をどのような基準で決めるのかという大きな課題がありますし、枠内予算の事業についても査定が必要であるという点がございます。また、担当部局によっては手がつきやすいところばかり削減してしまい、本来の目的でありますメリハリがつかなくなる傾向があるという面、あるいは枠配分方式で予算編成を継続したときに、物価や時代の変化に対応できず枠内にどうしても収められなくなるといった弊害が生じるとの課題が指摘されております。

積上げ方式、枠配分方式ともに一長一短ございます。ここで示したメリット・デメリットはその数の多少に着目すべきではなく、視点を変えればメリットがデメリットにもなると、様々な論点があるところです。どのような効果を狙ってどちらの仕組みを取り入れるかは各自治体によって判断が分かれるというところですし、自治体の状況に合わせて経常経費的な経費のみを枠配分方式、それ以外を積上げ方式で行うなど、両方式を合わせたハイブリッド方式を採用する例もあると承知しております。

以上です。

(11番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） 次に、県内の自治体の状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（田代はつ江） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） お答えいたします。

令和5年2月に実施いたしました県内21市への調査では、枠配分方式を取る自治体は12市、積上げ方式を取る自治体は当市を含め9市でございます。

枠配分方式については、美濃市、瑞穂市が令和4年度予算から、高山市は令和6年度予算から一部の経費について導入をされておられます。

厳しい財政状況等を踏まえまして、今後も予算編成の在り方を検討する自治体は増える傾向にあると、考えております。

以上です。

（11番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） 今のお話を聞いておりますと積上げ方式、枠配分方式とともにもちろんメリット・デメリットがある。それぞれメリット・デメリットがある中で、県内の自治体の状況としては、徐々に枠配分に舵を切っている自治体が増えているというのが現実だというふうに思います。

それで、今、加藤総務部長がお話しされたように、1つは財政の状況もあろうと思いますが、1つ、私自身が一番懸念しているのは、どうやって業務が拡大し続ける傾向を抑えていくか、スクラップ・アンド・ビルドをやっていくかということが非常に大事だというふうに思います。

職員の皆さんが本当に定数も少ない中で業務をされる中で、本当にどうやって新しいことをするために今やることを切っていくかという作業が非常に大事だと思いますので、引き続き、御検討いただければありがたいというふうに思いますし、予算編成自体の目的と予算編成の事務の在り方の目的という部分はもちろん違いますが、究極的には市民の皆さんの幸せにつながってくることは間違いありません。事務の在り方自体も時代に合わせて効率的なものでなくてはならないということを考えますので、改めて大いに研究をお願いしたいというふうに思いました。ありがとうございました。

これについて、1点目の質問を終わらせていただきます。

続きまして、何度も質問して恐縮ですけれども、日置市政16年の軌跡ということで、市長に16年間を振り返りながら、大切にしてきたお考えについてお話を伺いたいというふうに思います。

日置市政16年のたどってきた跡という意味での軌跡ですが、私なりに日置市政16年を振り返りさせていただいて、後ほど市長の思いを伺いたいというふうに思います。

まず、日置市政1期目ですけれども、当時は実質公債費率が18%を超えていたというような状況でございました。その中で市長は、「安心・安全・活力と希望のある郡上づくり」をスローガンに掲げられまして、身の丈に合った財政規模の取組、学校の耐震化、小中学生の医療費の無料化、市民協働センターの設置による市民協働、また、本所・支所方式といった今の振興事務所の在り方について、市長が進められたのが日置市政の1期目でございました。

2期目に関しては、郡上らしさを生かした取組の推進をされてきたというふうに思います。持続可能な郡上づくりとして、業財政改革と人口減少に取り組み、**「ずっと郡上、もっと郡上」**をスローガンに掲げ、重伝地区の整備推進や長良川木材の誘致、再生エネルギーの活用といった郡上らしさを全面に生かした施策を展開されたのが、2期目の日置市政ではなかったかというふうに私自身は考えております。

3期目は、郡上の魅力をさらに向上させるということで、人口減少による地域経済のシュリンクにどう対応するかということが大きなテーマだと思います。

先ほど議論にありました**「観光立市郡上の推進」**という表題を掲げられ、移住定住施策を推進されたり、また先ほどの議論がありましたDMOの設立、また産業連関表の作成などで、どうやって縮んでいく地域経済に対して対応していくか、それが大きなテーマが、日置市政3期目だったというふうに、私なりに考えております。

そして、現在の4期目でございますが、まさに社会の急速な変化への対応が求められた4期目だったのではないかというふうに考えています。急速な少子化、予想を超える少子化やコロナ、カーボンニュートラル、デジタルDXへの対応といった形で、まさに社会が大きく変化する中で、どうやって少ない人口でこの地域を守っていくか、少子化の活動にどう対応していくか、産業構造の変化に対してどう対応していくか、まさに時代状況に応じた施策をこれまで展開されてきたんだというふうに思います。

1期目、2期目、3期目、4期目、市長の様々な施策を展開される中で、大切にされてきた思いや考え方は何かを教えてくださいたいというふうに思います。

平成20年の市長御就任と同時期に私自身も議員として当選をさせていただき、議場やその他の場所で様々な議論をさせていただきました。時にはというか、今日もですが、議場が日置学校のように、私は教え子のような気持ちで市長の話を拝聴しております。そんな私なりに日置市長と接し、何よりも感じたことの一つは、強烈な責任感でした。責任感は誠実さから生じるものであると思うんですが、いついかなるときも市長からは郡上と郡上市民を思う強い責任感を感じていました。

もう一つは、老婆心という言葉でございます。覚えておられるか分かりませんが、ちょうど4年前の市長の市政報告会で、私は市長に対して老婆心という言葉を使わせていただきました。この老婆心というのは普通に使われるような老婆心ではなくて、この話というのは、昔、衆議院議長を務

められた保利茂さんの言葉であります。昔、「角福戦争」というのがあって、田中角栄さんと福田赳夫さんが総理総裁の座を争っていたと、そのときに保利茂さんがどちらを推すかというときに、田中角栄さんの長所を指して、田中角栄さんには老婆心があるということをおっしゃったと、そういう話を私はさせていただいた記憶があります。ここでいう老婆心とは、孫がこたつのところでうたた寝をしていると、風邪をひくとかわいそうだから、そっと毛布をかけてやる、布団をかけてやる、そういう気持ちが老婆心だということを私はお話をさせていただいた記憶があります。

日置市長から感じるのは、まさに強烈な責任感と、私は老婆心だというふうに思っていました。市長自身、大切にしてくられたことは何か、市長のお考えやお気持ちをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思います。

今、お話が、田中議員がおっしゃったとおり、田中議員とは平成20年から4期16年間、立場は首長という立場と議会の議員というお立場でありますけれども一緒にこの郡上市をよくしようという気持ちで歩んできたのではないかなというふうに思っております。

今、田中議員から1期目、2期目、3期目、4期目と非常に何か私自身もそうだったなという思いをするような的確な要約をさせていただいたような感じがいたしております。そのとき、そのときにいろんな課題があり、また、思い出すのは、例えば平成20年度、就任して早々、東海北陸自動車道が全通するというような基盤整備の大きな慶事——喜びごとがあったと思った、それから少ししか経たないうちにリーマンショックというような問題もありました。あるいは、さらにはいわゆる政権の交代というようなこともあり、当然進むと思っていた公共事業がかなりの間足踏みをしなきゃいけないというようなこともございました。様々な経済の変動もあり、あるいは、また、先ほどもお話がありましたような災害もございました。平成30年度の災害、あるいは令和2年度の災害と、幸いにしてこの16年間、大きな地震は免れてきたということはあると思いますけれども、これもいつ起こるか分からないというのは先ほど来のお話のとおりであります。

そういう中で、昨日の御答弁でも申し上げました、私自身はこの郡上という地方自治体をみんなが一体感を持って力を合わせて、よくしていける自治体にしたいなというようなこと、あるいは安全で安心で、そして元気よく住み続けられるような地域にしたいなと、そして何よりもそれを実現するための財政の安定という健全化ということも非常に大切だというようなことで取り組んでまいりましたが、様々なことを取り組んできて、それはたまたまこの16年間、私がこういう立場におらせていただいたというだけでありまして、これまでいろんなことがされたことについては、議会、市民の皆さん、そのほか国や県や様々な人たちのお力があったということというふうに思っております。

そういう中で何を大切にしてきたかと、今申し上げたようなことを大切にしてきたということな

んですが、昨夜も少し究極のことは何だろうなというようなことも考えさせていただきましたが、それは、いわば、私は地方自治のほうをずっと生きてきたもんですから、よるべきところは一つは地方自治法の一番冒頭の第1条の2というところに書いてある、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とし、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」という、この一文に私たちの使命は込められているというふうに思っております。住民の福祉、これは健康福祉部がやっている行政が福祉というだけでなく、広く、いわば英語で言えば welfare という、よき人生を歩めるということの日本語、訳語だと思いますけれども、そういう意味で本当に郡上市民が幸せに生きられるということをするための、奉仕するためのサービス会社が郡上市という自治体行政機関であり、議会であり、そういうところであり、それは市民の皆さんの税金によって支えられている、市民・国民の税金によって支えられている、こういうことだろうと思います。

究極は、今のやはりこのことをやるのが、郡上市というところの地域の住民の皆さんの福祉を増進することにつながるか否かということを判断しながらやってまいったというふうには思っております。しかし、ときにはその判断が不十分であったり、あるいは場合によっては間違っていたこともあるかもしれない。あるいは思ったほど効果を上げなかったこともあるかもしれない。様々なことはありますが、やっている私たちとしては、とにかく究極は郡上市の地域の住民の福祉を増進する、広い意味の福祉を増進できるかどうか、するためには何が必要か、そのための手段はこれが適切であるかどうかというようなことを判断しながら歩んできたというふうに考えているところでございます。

(11番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） それでは、次に変えてはならないことと、変えなければならないことについてどう思うかというような御質問なんですが、この変えてはならないことというのは、昨日と今日の議論で、その後、私なりには感じる部分も多かったんですけども、市長なりに、市長のお考えで、変えなければならないことは何なんだということをお聞かせ願えればありがたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） 変えてはならないこと、あるいは変えるべきことは何と考えるかと、これも大変難しい御質問で、これもAIの助けを借りたいくらいに思いますけれども、AIでなくて答えさせていただきたいと思いますが、この御質問を受けたときに思い出した、アメリカの神学者のラインホルド・ニーバーという人の「ニーバーの祈り」という有名な言葉がございます。これはどんな言葉かと言いますと、ちょっと変えるべきでないか、変えるべきかという問いとは少し違いますが

れども、人生中にはどうしても変えようと思っても変えられないこともある。あるいは勇気を持って変えれば変えることもできるものもあると、こういうことに関するお祈りなんです、「神様、変えることのできないものを静穏に冷静に受け入れる力を私にください。そして、変えるべきものを変える勇気をください。そして、さらには、変えられるべき、変えられることのできないものと変えることのできるものを区別する知恵をお与えください」、こういう3つの祈りでありませう。したがって、これと同じように、やはりいろんな組織運営も様々な我々の個人的な生活の習慣もそうでしょうけれども、全て変えるべきものと変えてはいけないもの、これをやはりしっかり認識をして、確かに変えるべきものは変え、変えてはいけないものは変えないと、こういう知恵と勇気や、それからそういう心の冷静さ、そういうものが必要だろうというふうに思っております。

様々なこういう議論の中には経営学の本だとか、様々なものにやはり会社の経営そのものも変えるべきものは勇気を持って変えろと、あるいは変えてはいけないものは変えないようにと、その判断を間違えないようにと、こういうふうにいわれているというふうに思います。

そういう中で私が考えることは、やはり俳句の世界に、芭蕉の門、蕉門にという、俳句の世界に松尾芭蕉が言われたかどうかあれですが、「不易流行」という言葉がございます。これは変えてはいけないもの、「貿易」の「易」と書きますが、それと流行、流行りのという、そういうことがありまして、これはよく俳句の世界ではそういう「不易流行」という言葉が知られておりますし、その言葉は経営学とかそういうものの中にも「不易流行」という言葉の中に変えるべきもの、変えてはいけないもの、そして、その根本は、やはり物事の本質、本来の目的、価値というものが何であるかという、哲学とか、そういう思想というものと、それからそれを実現するための、例えば俳句でいえば、表現の仕方とか様々なものがそのとき、そのときの新しい真偽を出していくとか、いろんな意味で、その根底にあるものと、その方法という、そういうものではないかというふうに思っております。確かに、そういう新しい方法、そうしたものを導入することによって、そのこと、物事が持っていることの本質をさらに強化する、深めていくということもあるというふうに思っております。

そういう意味で、私どもが、田中議員が恐らく政治とか行政とかという、そういう分野で何が変えるべきものと思ひ、何が変えてはいけないものと思ふかという御質問だろうと思ひますけれども、そういうことを考えますと、やはり私も行政とか政治とかというものが持っている一番構造的なものだと思ふんです。人々の幸せだとか安全だとか、そういうものを守っていくため、あるいは公平とか公正とか、いろんな自由とか、いろんなそういう守るべき価値、普遍的なもの、あるいは時代の要請の中で守っていかなければならないこと、そういうことが根底にあり、それをしからば、どのようにして実現をしていくかという、いわば手段といひますか、そういうものであり、私もいろんなことをやらせていただいて、やっぱりこのことは守りたいなと、あるいは実現したいなという、

そういう一種の哲学という、恐れ多いんですけども、何らかのそういう気持ちというものを持っており、それを実現するためには1つの政策を取ってみても、こういう方法もあるし、こういう方法もある。それが非常に実効性のあるものがあったり、あるいはあまり効果のないものとか、いろんなものもあるという中で、やはり私も重んずべきは、何を目的にし、あるいは大切にするかという根底のところはあまり変えられないんじゃないかというふうに思っております。

しかし、例えば、今日DXの推進があったり、様々な先ほどの議論の中で予算編成の方法ということについての、これはHow toに属する御質問だと思いますが、そういうものがございました。そういうものの中で変革を試みる、変化を試みるということは大事だと思います。

予算に即して言えば、ただ1点、いかにその時代、そのときに要求される適切な予算を組めるかということでありまして、これが予算案を提出する首長にとっては権限であり最大の責任です。そして、それを審査する議会、議決をする決定権者としての議会は、それが適切であるかどうかということ判断する最大の責任を持っているということだろうと思います。

そういう中で、いろいろと大切にすべきものと、時によってそれは変えてもいいというものはいろいろあると思いますが、どちらかというと根底の部分は、やはり何か、ここの根底の部分の価値概念とかいろんなものも異なる場合もありますので、そこはまた議論をしなければいけないことだろうと思いますが、比較的、今後もその時代の変化に応じて変えていかなければならないのはどちらかといえば、How toに属することについては、かなり大胆に変えていかなければいけないかというふうに思っています。

先ほどおっしゃった浜口雄幸は、先ほどもお話があったように、「政治が趣味などとはとんでもない、政治は最高の道徳でなければいけない」ということを言っています。それに対して明治の政治家である陸奥宗光は、「政治はアートである、サイエンスではない」ということを言っています。アートというのは技術という意味なんですけども、そういうことからすると、やはりその政治行政の実態は、1つは根底には大切にしなければいけない価値や思想、いろんなものを含みながら、しかし、いろんなそういう価値を実現するために取り得る手段、施策はいろんなものがあるということではないかと思えます。それは、時に応じて変化もしていかなければならないということもあるというふうに思えます。

今回のコロナ禍で、私たちは常にいろいろと一堂に会して会議をやっていたものを、ほとんどオンラインで会議ができるというようなことを学びました。これもやはり忙しいみんなが県庁へ集まって、市町村長が会議をしなくても、ウェブ上で会議ができる。それで大切なことはそこでちゃんとした意見のいい合意が取れるかということで、なかなかオンラインでやりますと本当は言いたいことちょっと言いにくいと言いますか、そういう慣れてないと言えないということもありますけども、しかし、そういうことだろうと思います。

学校の教育においても、子どもたちが必ずしも毎日毎日学校へ、なかなか教室へ通えない人たちにとっては、在宅でもそうしたパッドを使いながら学習を学ぶにはできるというような、やはり大切なこと、学校においてはおそらく生きる力をつけるということだろうと思いますが、そのためにどうしたらいいかということについてはかなりの選択肢があり、あるいは時代の状況に応じて変わっていったって、昔からこれをやっているからこうであらねばならないという硬直的に考える必要はないかもしれない。

問題は、ただそれが本来目指しているその事業であったり、政策であったり、そういうものの真の目的を有効に達成できるかというようなところは、しっかり検証をしなければいけないというふうに思っております。

先ほどの私は予算については、先ほどおっしゃったようなことを申し上げました。先ほど田中議員が言われましたように、若いときから財政課長をやらせていただいている、その根性が抜けないものですから、かなり予算編成については細かいことを言って職員を困らせておりますけれども、ただその思っていることはやはりどんな小さな予算案であっても、それが税金で賄われており、果たしてそれが有効な政策であるかどうか、今必要な政策であるかどうかというようなことについては、一応、責任者として、その確認をしなければいけないと。私自身が確認できなければ、財政当局であったり、総務部長であったり、副市長が私と同じ気持ちになって、今、査定をしてくれているわけです。そういう手順を踏まなければいけないので、私自身としては先ほどの御質問で、大いにいろんな改善の余地、工夫の余地はあると思いますが、なかなかどちらにしたからといって、はい、数字が合っているから予算一丁上がりというわけにはいかない、こういう性格の作業をしているということだろうと思います。

ちょっと駄弁を弄しましたが、そんな気持ちであります。

(11番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） ありがとうございます。目的を常に意識しながら、How toはその目的に資するためにどのようなHow toが一番いいのか、方法が一番いいのかということを常に模索し続けることが住民の福祉の向上という目的に一番かなうことなのではないかなということをお話をお伺いしながら感じさせていただきました。

本当に抽象的な質問で恐縮で申し訳なかったんですけども、最後にこういった質問をさせていただいて、本当にありがたかったなと。そして、市長の思いを聞かせていただきながら、本当にありがたいなということを感じて聞かせていただきました。

本当に敬意と感謝を持って、この質問を終わらせていただきたいと思います。本当にありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、田中やすひさ議員の質問を終了いたします。

それでは、昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時を予定いたします。

（午前11時54分）

---

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

なお、報道のため撮影を許可していますので、お願いいたします。

（午後 1時00分）

---

#### ◇ 清 水 敏 夫 議 員

○議長（田代はつ江） それでは、17番 清水敏夫議員の質問を許可いたします。

17番 清水敏夫議員。

○17番（清水敏夫） 昼一番になりましたけれども、議長さんから御指名を頂きました。ありがとうございます。ただいまから、17番 清水敏夫ですが、一般質問に入らせていただきます。

今回は、一般質問を頂きました、日置市長から。それは、ちょうど時間でいくと77分間と自分は記憶しておりますけれども、77分間の施政方針の中で3点ばかりをお聞きしながら、4点目には、またこれも少しAIに頼らずに、本音で言っていただきたいと思いますと思いますが、またかと思われそうですが、一言いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、一般質問のほうから3点を、ただいまからお願いいたしたいと思っておりますので、よろしく願います。

まず、1番目ですが、持続可能な農業・農村を目指し、全地域を対象に策定される地域計画の概要と期待・効果についてということでございます。

これは担当部長さんに、ぜひともお願いしたいというふうに思っておりますが、郡上市の基幹産業である農業というものは非常に高齢化が進みまして、農家数も減少しているという状況は、この施政方針の中にも述べられておりますが、新年度に地域計画というものが立案をされていくと、それによって農家であっても非農家であっても、いろんなこと、地域の課題を解決し、話し合いながら計画を策定して、その計画を進めることによって地域の特性化した多様な取組を進めて、持続可能な農業・農村を目指しますとありますが、その地域計画のあるものは、一体どういう形で進められて、どんなふうな思いがあっていくのかを具体的にお聞きしたいと思います。まずは、よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 清水敏夫議員の質問に答弁を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では、私からは地域計画について御説明をさせていただきたいと思

ます。

地域計画でございますが、これまで各地域で作成していただいております実質化された人・農地プラン、こちらが農業経営基盤強化促進法の改正に伴い法定化されたものでございまして、市が令和6年度末までに市全域で作成されるよう定められております。

市では、これまで細分化されておりました、実質化された人・農地プランの範囲をまとめまして、学校単位としまして、作成過程には、今、議員さんおっしゃられましたけども、地域の農業者、農業関係者のほかに、自治会役員や非農家の方にも話合いに参加をしていただきたいというふうに考えております。

これまでの人・農地プランは、地域や集落の話合いに基づき、5年後、10年後までに、地域内の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者、当該地域における農業の在り方などを明確化するものでした。

法定化された地域計画では、これに加えて目標地図を作成することとなっております。目標地図には、農地1筆ごとに作付管理する担い手を色分けして塗ることで、見える化することとしております。例えば、所有者が耕作を続けられない農地で、任せ先が決まっていない農地については色塗りをしないということで、白地となります。こうした白地の農地については、所有者の方とともに担い手探しを市、農業委員会、JAなどと連携して、継続的に行っていくということになります。

また、これまで国、県の補助金活用の要件として、人・農地プランの作成地域、また、中心経営体であるということなどが規定されておりましたものについては、地域計画に置き換えるということになります。

今後も本市の人口は減少を続け、国立社会保障人口問題研究所の推計では、2050年には2万1,763人と大幅な減少が予想されております。現在においても、中山間地域である本市において、担い手は人手不足などの理由により、畦畔の草刈りなどの管理ができないことから、新たな農地の受入れを断らざるを得ない状況にあり、高齢により作業受託ができなくなった担い手においても、代わりに受託する担い手がなかなか見つからないという、そういった農地も出てきております。こうした状況は、人口減少とともに深刻な問題となってくることが懸念されております。

人口減少による担い手・後継者不足問題を踏まえ、今後は引き続き、守っていく農地と、農地に不向きなため別の利用を考えていく農地を区別していくことも重要になっていくというふうに考えられます。

これらの課題は、これまでの人・農地プランより広域な範囲で担い手の確保を考えつつ、地域ぐるみでその地域の実情に応じた解決方法を考えていくことが重要になります。

地域計画の策定過程においては、先ほども申し上げましたが、農業関係者だけでなく自治会等の

非農家も含め、地域ぐるみで作成することで、課題を共通認識して持っていただいて、担い手の確保や課題解決に向けた取組などについて地域ぐるみで考え、実践していくことで、将来に向けて必要な農地を維持していけるものと期待しております。

また、今後作成については、農家の皆様、また市民の皆さんに御協力を頂きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

(17番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 清水敏夫議員。

○17番（清水敏夫） ありがとうございます。この地域計画につきましては、この後、18番議員さんからも質問がありますので、今回はこの程度にさせていただきます。ありがとうございます。

では、2番目に移りますが、今度は環境防災社会基盤の中からお伺いをしたいというふうに思います。

郡上市地球温暖化対策実行計画に掲げた温室効果ガス削減目標を達成するための一環として、この1月に市が出資する自治体新電力会社を設立しました。この自治体新電力会社では、民間資金を活用しながら市内の資源を生かした再生可能エネルギー発電所を整備し、地産地消のグリーン電力を市内に安定した価格で届けるエネルギー受給モデルの構築を目指します。と同時に、その利益を活用して市内の農地や森林、河川等の再生と保全、各産業の支援、自然環境保全型観光事業の推進と人材育成を行うために、官民が連携して地域課題を解決する体制と仕組みづくりを目指しますというふうに、施政方針で述べられております。

これの先例となるかどうか分かりませんが、既に九州の福岡県のみやま市さんでは、みやまスマートエネルギー株式会社というものを平成27年に立ち上げられて、資本金は2,000万円で、そのうちの95%をみやま市が出して、残りは地元金融機関が出している、5%というようなことで、ここも地域貢献をしたいというようなことが進められておりますが、かつてそこを視察したことがございますが、いよいよ郡上市もこの1月にそういう会社を立ち上げて取り組まれるというような流れの中でございますが、その計画の流れとといいますか、設立は当然期待をするわけですが、その効果と課題、あるいは令和6年度以降どんなふうにして取り組んでいかれるのかというようなことも含めて、もう少しより詳しく指導いただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 猪俣環境水道部長。

○環境水道部長（猪俣浩巳） お答えいたします。

脱炭素社会郡上を推進するため、市では令和5年5月に、郡上市地球温暖化対策実行計画区域施策編を策定しました。

この計画で、郡上市から排出される温室効果ガスを2013年度比で2030年度までに46%削減するこ

とを目標として設定しております。

目標達成に向けた具体的な手段として、環境省が重点施策として取り組む脱炭素先行地域づくり事業の採択を受けることを目指しております。

この事業は、地域特性に応じた脱炭素に関する取組を実施するとともに、地域課題を同時解決し、住民の暮らしの質の向上を実現するモデル地区を全国で100か所選定し、実施に向けた財源等を支援する事業です。

郡上市の脱炭素先行地域づくり事業採択へ向けた計画内容としましては、観光立市郡上を掲げる郡上市の地域特性を生かし、西日本最大級の奥美濃スキー場群を有する高鷲地域をエリア設定し、スキー場等大規模観光施設の省エネルギー化と使用電力の再生可能エネルギー化による環境ブランドの向上により、環境意識の高い欧州からのインバウンドの増加を目指す計画として、昨年8月に申請しました。

しかし、計画の内容については、環境省から非常に高い評価を得たものの、事業主体となる地域新電力会社が設立していないことと、地域内で整備工事に着手されておりました木質バイオマス発電所の継続実施が不透明となったことを理由に評価の先送りとなっています。次期募集の6月に向けて準備を進めている段階であります。

クリアしなければならない課題の1つ目の地域新電力会社の設立については、今年1月16日に設立いたしましたので、会社の概要について説明します。

会社の名称は、株式会社郡上エネルギーソリューション、設立時の出資金は500万円、出資者及び出資比率は郡上市が51%、255万円、合同会社サーキュラーエナジー郡上が49%、245万円であります。この合同会社サーキュラーエナジー郡上は、市内のアウトドア事業者を中心とする民間の方々、郡上市の地形や自然環境などの地域資源を生かした再生可能エネルギーの生産と、生産された電力をマネジメントすることでの売電収益の一部を地域に裨益させることを目的として設立された会社です。

次に、資本金の考え方です。当初の資本金は500万円ですが、令和6年度には1,000万円に増資し、令和7年度には市内の金融機関や利害関係者など出資団体を募り、資本金を2,000万円とする計画です。

設立時の役員の考え方ですが、法人のガバナンスを強化する観点から、令和5年度及び令和6年度は副市長が代表取締役を、合同会社サーキュラーエナジー郡上から取締役2名、環境水道部長が監査役を務めますが、令和7年度以降は民間の柔軟な発想による事業展開を促す観点から、代表取締役を民間の方に交代する予定としております。

2つ目の課題の木質バイオマス発電所の整備ではありますが、この事業を郡上エネルギーソリューションが引き継ぐことが可能であるか、現在検討中であります。市域の9割を森林が占める郡上市

の森林資源を活用する木質バイオマス発電は非常に効率的ではありますが、その材料となる木質チップの必要量の確保と入手単価において採算制が確保できるか、森林組合や市内木材関係事業者からの聞き取り調査などを行っております。しかし、まだ不透明な状況ですので、今後も継続して調査をしたいと考えております。

次に、新電力会社株式会社郡上エネルギーソリューションに期待される効果としましては、環境省価値総合研究所の地域経済循環分析によりますと、郡上市のエネルギー代金約88億円が地域外へ流出しており、そのうち電気については約36億円が流出しておるとされています。市内における再エネ導入を促進するためには、それらの事業を推進するための仕組みや体制が必要となりますが、エネルギー運営を市外の事業者任せにすると、域内の利益流出は避けられません。市内のエネルギー運営組織により電力事業を行うことで、地域内経済循環の仕組みを形成することができます。これにより、市所有の遊休地や公共施設の屋根等に太陽光発電設備を設置し、グリーン電力の供給を行うことで温室効果ガスの削減と公共用地の有効利用が図れます。

また、既存公共施設のZEB化や省エネ設備の導入を行う際、工事やメンテナンスを市内業者が担うことで、新たな事業創出と雇用を確保することができます。地域内の再生可能エネルギーに関する規格から設置まで様々な段階に関わり、地域に裨益する地域共生型の再エネを普及拡大させ、それらで蘇生されるグリーン電力を市内全体に安定した持続可能な電力として供給することができます。

さらには、郡上エネルギーソリューションが得た収益の一部を環境協力費などとして徴収し、地域課題の解決のために活用する計画としております。

今後の課題としましては、再生可能エネルギー電力の確保や電力を供給する仕組みの整備を進めなければなりません。電力の確保については、市場からの調達に頼るばかりでなく、自前の発電所を整備することで販売する電気料金の安定化を図る必要があります。

令和6年度以降の取組といたしましては、郡上エネルギーソリューションの主力事業であります電力事業を実現する自前の発電所整備に係る費用を確保するため、脱炭素先行地域づくり事業の採択が第一に取り組むべきこととあります。国の支援を受け、まずは、市が所有する公共施設や遊休地への太陽光発電設備の設置を手がける計画です。おおむね5年間の事業期間で、いろいろな諸手続があるものの、豊富な水資源を活用した小水力発電、現在検討中であります木質バイオマス発電にも関係機関の協力を得て取り組みたいと考えております。

このような計画を実現するためには、市の関係部署の横断的な協力による実施体制の整備と、市内関係団体の積極的な参画、市民の皆様の再生可能エネルギーへの転換などを行うことで郡上市から排出される温室効果活動の削減を行い、地域内経済循環による自然環境保全や観光事業の活性化を目指すものでありますので、今後の事業推進に御理解と御協力を頂きますようお願いいたします。

たします。

以上です。

(17番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 清水敏夫議員。

○17番（清水敏夫） 部長からは細かくお話いただきましてありがとうございました。今、産声を上げたばかりの事業ですので、今後5年ないくらいのスパンの中でその辺が具体化してくるかなということに期待をしたいと思いますが、たまたまみやま市は、九州電力とタイアップするとか、いざというときには九州電力が面倒見るとい形になってはいますが、この辺ですと中部電力さんになろうかと思いますが、自前の電力ができるまでは、やっぱり中部電力さんにおんせにゃいかんという部分がございますが、その辺についての補償といいますか、安定供給については実現可能かどうかということをご改めでもう一度お伺いしたいというふうに思います。

○議長（田代はつ江） 猪俣環境水道部長。

○環境水道部長（猪俣浩巳） この郡上市地球温暖化対策実行計画区域施策編を策定する段階におきまして、この計画を策定するための協議会を設置しております。その中には、メンバーの中に中部電力さんが入っていただいておりますし、その中で協定を結んで、いろんな情報を出していただいております。現在におきましても、いろんなことで協議を進めておりますので、どういう協力を頂くことになるかははっきりしてはおりませんが、その辺の体制づくりはできておるといふふうに考えております。

以上です。

(17番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 清水敏夫議員。

○17番（清水敏夫） ありがとうございます。6月の国の選定にぜひ実現することが、まず第一歩かというふうに思います。今後の再生エネルギーの利用につきましても郡上市の取組については、やっぱりそれだけの評価をしたいと思っておりますので、ぜひとも実現できるように進めていただきたいということをごよろしく、併せてお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

次、3点目でございますが、これは行財政運営の中から文面を紹介したいと思います。前にもちょっと出ておりましたように、昨年12月に国立社会保障人口問題研究所が公表した、日本の地域別将来推計人口では、2050年の本市の総人口は現在より約4割減少し、2万1,763人になると予測されています。このため、地方創生に関する様々な取組を推進しつつも、人口減少を前提とした行財政基盤の安定強化に向け、第3次郡上市行革大綱に基づく行財政改革を推進し、持続可能なまちづくりに取り組んでまいります。

公共施設の適正配置についても個々の施設の再編・再配置を実行するための行動計画を市民の皆

様と共有し、理解を得ながら着実に進めてまいります、云々でございます。

趣旨は、このとおりだというふうに思いますが、要するに、市は人口減少というものを正式に、改めて人口減少というものを前提にした郡上市の持続発展の地域づくりを目指そうという取組であると思います。

こういった形で2050年には4割を減少するという事は、各地域でいってもそのような減り方をするのではないかということをおもうときに、例えば明宝でもやっぱり今1,400人台が800人台になるのではないかと、そうすると、それぞれにつながる集落は本当に将来的に維持できるかということも不安な部分もあると思いますが、それでもやはり地域は守っていかなければならぬという宿命もあります。

今、郡上市は交通ネットワークがどんどん整備されていく中で、いろんなことも今後、政策も転換をされていく中で、より持続可能な地域づくりというのをどんなふうを目指したらいいのかなということをおもうときに、この人口減少を前提としたまちづくりというものはどんなことを想定されるのかなということも含めながら、この行財政運営の中での柱である郡上市の在り方について、どんな計画を持っておられるのかということが方向として、すぐ来ることではありませんけれども、必ずやってくる小さな集落の人口減少も踏まえた郡上市の在り方というものには地域にとっても大きな課題になると思いますが、その辺につきましても、何回も言いますが、人口減少を前提とした行財政安定基盤はもちろんですけれども、地域づくりをどうやってするのかということが1つは知りたいということをおもいますので、担当部長さんの見解をお伺いしたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

○議長（田代はつ江） 河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、お答えをさせていただきます。

御紹介がありましたように、社人研が公表いたしました人口推計は、郡上市にとってとても厳しいものでございまして、総人口の減少率も去ることながら、総人口に占める高齢者の割合の増加と、年少人口及び生産年齢人口の割合の減少から、地域の支え手が少なくなっていくことが大きな課題であると捉えております。

市ではこの課題を克服するために、これまで人口の将来展望を示す人口ビジョンと、その実現に向けた5か年の総合戦略を策定し、雇用の充実や移住の推進、子ども・子育て環境の整備、小さな拠点とネットワークの推進など、人口減少のスピードを少しでも遅らせようと、また、人口減少にあっても住み慣れた地域で住み続けられるよう、幅広い施策に総合的に取り組んできたところでございます。

一方で、本市の人口は想定を超える速さで減少しております。御指摘のとおり、緩和施策だけでは、この先の変化に対応できない事態となることも想定されます。

過日、第3次行政改革大綱の改定に当たりまして、行政改革推進審議会委員から、人口減少、少子高齢化の急速な進展は担い手の不足を招き、行政運営ばかりか地域コミュニティの維持など市民生活に大きな影響を及ぼすと懸念を示す意見が出されました。さらに、同審議会委員からは、今後は長期的視点に立った社会ニーズ等の変化を適切に捉えつつ、現在世代と将来世代の負担のバランスに配慮しながら、あらゆる取組を進めることが肝要との意見を頂いたところでございます。

この大綱について少し触れさせていただきますが、郡上市の将来像の実現を行財政面から支えることを目的としております。人口減少、少子高齢化が進行する中においても、まちづくりの資源でありますヒト、モノ、カネ、情報を効果的かつ効率的に配分するために必要な行財政改革の取組を進めることを基本的な考えとして、5つの柱を掲げておりますが、その中から人口減少への対応と関連が深い2点について申し上げたいというふうに考えております。

5つの柱立てで真っ先に掲げたものが、市民協働による自治力の向上、こうした柱を真っ先に掲げました。地域課題の解決に向け、市民の皆さん自らが主体的に関わっていただくなど、人的な資源を最大限活用することにより地域コミュニティを維持していこうとするものでございます。

この柱を第一に持ってきたのは、行政サービスや公共サービスへのニーズが拡大する一方で、人口減少とそれに伴う人口構造の変化により担い手不足が一層深刻化することから、行政改革とまちづくりを一体的に進めるためには、市と市民の皆さんの協働がこれまで以上に必要で欠かせないと考えたことからでございます。

また、公共施設等の適正な管理も柱として掲げております。担税者の減少による税収の減少や老年人口の増加による社会保障関連費用の一層の増加など、厳しい財政状況が続くことが見込まれる中、インフラを含め数多くの施設を抱えている本市にとって、老朽化への対応が大きな課題となっております。

建物系の施設については、昨日、原議員さんの御質問にお答えをしたとおりで、総量の削減を進めていくよう方向づけをしているところでございます。非常に難しい課題ではありますが、しっかりと取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

このたびの社人研の報告に基づきまして、来年度、郡上市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの改定を進めることとなります。また、現在の第2次総合計画は、令和7年度を計画の終期としております。したがって、同じく来年度から新たな計画との策定に向けて準備を進めていくこととなります。人口減少を前提とした大きな方針、市としての方針について、現時点で明確に申し上げることはできませんが、人口減少が避けることのできない現実であることを受け止め、縮小していく社会の中にあっても豊かさを感じることができる郡上市をどのように築いていくか、このようなデータの整理、分析、計画の検討を行う中で全庁的に考えていきたいというふうに考えているところです。よろしくお願いいたします。

(17番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 清水敏夫議員。

○17番（清水敏夫） ありがとうございます。いずれにしても、ここ一、二年でどうのこうのという問題ではないというふうに思いますけれども、やはり人口減少を前面に受けての郡上市づくりは最大の課題になろうかと思えますし、また、減少ばかりを追いかけてはいけないので、やっぱりこの郡上市の魅力さをさらに高めていきつつも、そういうことも片面ではやっていけないといけなと、両面を選択して進めなきゃならんという状況になろうと思えますが、まだまだこの郡上市は未来永劫に続くわけでございますので、そこでもって、やっぱり期待して、若い人もまたこの郡上市を守っていただけるような、市長の言っておられるようにつないでいくような郡上市づくりを今からやっぱり構築していく必要があるかなということを思っていますので、その点も含めまして今後ともこれに精励をしていただきながら、いい方向をぜひとも出していただきたいなというふうなことを思っております。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

予定の10分ほどちょっと残しましたが、（4）番で出しておりますが、市長さんにはもう既に昨日から今日にかけて、まだ聞くかと言われるかもしれませんが、合併20年をこの間も終えたばかりですが、それでも未来にわたる新しい郡上市を構築するための、あれは記念式典であったかというふうに思いますけれども、旧自治省から群馬県庁へ行かれて、そして岐阜県に出向されまして、最後は出納長も歴任をされたという形で、その後、郡上市長というふうなことで、本当に地方自治に邁進をしてこられた日置市長でございますが、そういう意味で言いますとサツキマスに例えてはよくないですが、母船回帰ではないですけども、母のある川へ帰ってきたという、東京へ一遍出ながら、あるいは岐阜県の長良川を上ってきて、最後は郡上市でしっかりとその仕事の足跡を残そうという日置市長の思い入れが自然にそうなんだらうというふうに思いますけれども、先ほどの話を聞いて痛烈に感じました。特に、この合併する前の平成14、15年は町村も90名の町村議員がおりまして、その研修会だったか市長の言葉だったか分かりませんが、郡上市合併したほうがいいか、せんほうがいいかというような話をしたときに、どちらにしても茨の道やという話をどこかで聞いたことがあります、そのことに、その後8年ぐらい経ってからか市長になられまして、この郡上市の合併は茨の道であったかどうか、その茨、どのくらいの痛みがあったかどうか等を含めましてお伺いしたいと思います、実は、この間の合併20周年の記念講演で片山先生が吸収合併はあまり進めないけど、お互いの対等合併ならよしとしなきゃいかんというようなことをいみじくもおっしゃってまして、たまたま郡上市は吸収合併するところが周りになかったところもあるかもしれませんが、対等合併の道を選ばせていただいたということは、そのときの先人が苦勞されて、その道を選択をされたと思えますが、その中核には、日置振興事務局長だったかな、当時は、中濃地域振興局長でしたか、そういうポストもありましたし、その後、市長として、この16年間、しかもそ

れはやっぱり16年間は4期とただ言いますけども、なかなかそういうものを務めていただくには、やっぱりその時々状況というものもありますけども、やっぱり日置市長は貫かれた、郡上市への思い、郷土への思いがあったから、やっぱり市民も多分そのことで一生懸命を支えてきた部分もあるかなというふうに思いますが、今日この場に至りまして、いよいよこの郡上市長という席を退任されるに当たりまして、そういうことをずっと人生の中で地方自治を専門に手がけてこられた日置市長だからこそ、今思われるものは何かあるかなということを思いながら、最後の最後で申し訳ないんですけども、日置市長の今までの御苦労に併せながら、また私たちも自分もたまたまそのとき、時間を共有してきた者の1人としまして、やっぱり胸に感じるものあると思いますので、日置市長の今の言葉を、これからの言葉を私たちもそれを胸に置きながら生きたいというふうに思いますので、そんなことで1文字、2文字にこだわらずに、一言お願いできればと、市長の思いを、最後の思いをお聞きしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたします。

ありがとうございます。清水議員さんとも本当に長い間、一緒にやってこさせていただいてお世話になっていることを心から御礼を申し上げます。

これまでもいろんなことを申し上げましたが、若干のこともさらにつけ加えて申し上げたいと思いますが、昨日来、私も本当に振り返ってみて、本来で言えば、いろんな課題を解決して、荷を軽くして次へバトンタッチしたいという思いが強いですけれども、いろいろな問題はそれなりに問題の対処に当たってきたものもありますけれども、それにも増してというか、さらに先ほど来の人人口減少の問題等々があることは事実であります。したがって、ともすれば大変ちょっと悲観的というか暗いような話になりがちであります。ただあえて申し上げますと、しかし、さりながらやはり郡上市は今20歳の青年の歳になって、その前途は夢や希望もあるという話を少ししたいと思えますけど、その1つは、先ほどちょっと触れられました交通ネットワークの整備ということです。これは、この間、例えば劇的なものとしては清水議員さんも本当に御尽力いただきましたけど、例えばめいほうトンネルの開通というようなこともございました。そして、今、いわゆる堀越峠道路というようなものも着手をされるというようなことになっておりますし、また中部縦貫自動車道、福井県側のほうから白鳥のほうへ向かってくる道路も間もなく連結をします。あるいはまた関西方面から郡上市へ入ってくる車にとっては非常に便利になる東海環状自動車道の整備というようなものも間近になってきております。

こうしたことを踏まえて、私はやはり郡上というところが様々な大きな交通ネットワークの結節点というか、そういう網目状になっているところへ位置をしているということからしますと、いろいろなことを構想し、様々なことを進めていくのに非常に恵まれたというか、そういう環境の下に

あるということの一つは思っております。そういう意味で、みんなで頑張りましょうという思いがあります。

それからもう一つは、これから先ほどお話がありましたように人口は減っていきますが、しかし、今これまで取り組んできたふるさと学習であるとか郡上学であるとかいろんなことで、本当に小学生、中学生、高校生、こうした皆さんが郡上愛に燃えた若い人たちに育ってきてくれているというふうに思います。

先日来、話題になっております郡上高校の生徒の観光甲子園、こうしたもののグランプリの獲得、あるいは郡上北高生もKCDプロジェクトということで北高のコミュニティのディベロップメント、開発というようなことで本当に取り組んでくれております。こうした若い人たちが必ずしもずっと郡上を離れないというわけではありませんが、きっと将来の郡上の担い手となって帰ってくる人たちもかなりたくさんいるというふうに期待をいたしております。

こうした意味で、よく論語にもありますが、「後世畏るべし。いづくんぞ来者の今にしかざるを知らんや」という言葉がございまして、これは恐れるという、恐ながるという意味ではなくて、後から来る若者たちに畏敬の念を持って迎えるべきだと、どうしてこれからやってくる、これから社会を担う若い人たちが今の我々現役に及ばないなどということは言えようかと、こういう将来へ向けての望みを託した言葉だというふうに思っておりますが、そういう意味で、私はやはりこれからの郡上、人口も減っていきますが、将来を担ってくれる人たちが育ちつつあるということにも希望を託したいというふうに思います。

それからもう一つは、先ほどお話にありました20年という、市制20年という歴史を歩んでまいりました。これは、やはり郡上の7か町村が郡上市という市制施行による市になって20年ということでもありますけれども、この20年の歩みの中で、私は市民もいわゆる地方自治の主権者としての権利と義務をしっかり自覚をした、いわゆる市民に成熟をしつつあるというふうに思いますし、市議会の皆さんも申すに及ばず本当に真摯に市議会としての責任を果たして大変な取組をしていただいているということでもあります。

それからまた、市の職員も市制施行された市の職員としての能力の錬磨に励んでいるということで、この郡上市の自治を担う3者がやはりそれなりの20年という期間を歩んできて、そしてこれからの時代を臨もうとしているという、こうした環境にもやはり望みを託したいというふうに思っております。

様々なことで厳しい面もありますが、こうした将来へ向かって夢を託したい、そうしたことも幾つかあるというふうに思っております。これからのさらに20年とか100年とかという時代へ向けて頑張っていかなければいけないというふうに思っております。

一休さんという大変有名な高名な禅僧がおられました、あの方が八十数歳で亡くなるときに、

困ったときはこれを開けなさいと言って遺言のようなものを渡したと、それで何年か経ってその遺言を渡してどんなことを書いてあるかなと思ったら、「心配するな、大丈夫、なんとかなる」と書いてあったという逸話がありますけれども、私たちはいろんな苦境の中で、なんとかなる、なんとかしようという気力を持って、これからの地域づくりに臨んでいけば大丈夫、なんとかなると、なんとかしようというふうに皆さんにも呼びかけたいというふうに思っております。

(17番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 清水敏夫議員。

○17番（清水敏夫） AIにはとても答弁できない市長の最後のお言葉だと思って、心強く受け止めました。なんとかなる、頑張れる、郡上市にありたいと思いますし、私たち市民も一緒になって、これからの戦いをまだまだ続けることになるかと思えますけれども、またいろんな公私の面で御指導いただければと思っております。

本当に郡上市長、16年間、また先代市長も含めまして20年間、この郡上市の基礎をつくっていただいたことに感謝を申し上げ、また今後ともいろんな面で御指導いただけることを心から念をいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。今日は本当にありがとうございました。終わります。

○議長（田代はつ江） 以上で、清水敏夫議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は13時50分を予定いたします。

(午後 1時42分)

---

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時50分)

---

#### ◇ 美谷添 生 議員

○議長（田代はつ江） 18番 美谷添生議員の質問を許可いたします。

18番 美谷添生議員。

○18番（美谷添 生） それでは、議長より発言を許可いただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、大項目で2点質問をさせていただきます。

まず、大項目の1番の文化財の保護・活用についてであります。

郡上市には、国指定、県指定等の多くの文化財があり、この活用は重要であると思えます。

白鳥地域では、合併前より長瀧白山神社の周辺を白山文化の里として整備が進められてきました。

岐阜県では、長良川流域が清流長良川の鮎として世界農業遺産に認定されたということもあり、

長良川上流の長滝地区に県の施設としてあゆパークが建設されました。

前からある道の駅白山文化の里長滝とともに、現在、大勢の来訪者が増えてきているように聞いております。

この中、昨年度、県指定の若宮家住宅を含む建物、土地、古文書、工芸品、民具等、多くの資料が若宮多門氏より郡上市に寄付されました。

そこで、この若宮家の修復と活用について、現況と今後の計画についてお伺いをいたします。

まず、寄付に当たりまして、寄附者である若宮氏より何らかの要望とか要請があったかどうかということをお伺いいたしたいと思います。

また、寄付された建物等の現況、保全整備についての検討とございますか、現在の進捗状況についてはどうか。

また、若宮氏の、あそこに住んでみえたわけですが、住宅部分はどういうふうにされるのか。修復後の管理運営はどう考えているのか等について、まず、お伺いをいたします。

○議長（田代はつ江） 美谷添生議員の質問に答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは、お答えします。

御質問のありました若宮家住宅の施設は、岐阜県重要文化財である若宮家住宅と増築されました木造2階建ての居宅のほか、不破郡垂井町から移築されました谷崎潤一郎の名作「細雪」の舞台である爛柯亭、それと共に移築されました茶室の千句庵、文化財等の資料を展示していました修古館等がありました。長滝白山神社宮司家の居宅兼同家の美術製品や民俗資料を展示する個人経営の若宮修古館として長年にわたり親しまれてまいりました。若宮家住宅修古館、爛柯亭、千句庵は貴重な木造建築ですが、現在の状況につきましては、これまで議会でも御説明してまいりましたが、若宮氏個人では維持することができず、大規模な修復と整備を必要とする状況にありました。若宮氏も高齢になり、今後、これらの施設を維持していくことが困難となっておりますので、令和4年度に若宮氏から建物及び土地、歴史資料等を郡上市へ寄附されました。

寄附の申出に当たりまして、若宮氏からは特に寄附物件の扱いについての要望はありませんでした。

市といたしましては、この若宮家住宅等について、白山信仰に関わる重要な歴史資産と捉え、後世に引き継ぐよう修復保全し、また、郡上市並びに白鳥地域の振興につながる活用を進めていきたいと考えております。

寄附を受けて以降の進捗でございますが、若宮家住宅が県指定文化財であることから、令和4年10月に県文化伝承課と岐阜県文化財保護審議会の建造物専門委員を交えた現地確認及び指導を受け、今後の修復工事までの間、建造物の損傷を進行させないことや、雪害による倒壊を予防するための

最低限の補強措置を実施してまいりました。

令和5年度には、若宮家住宅調査構想策定業務として、岐阜県指定重要文化財若宮家住宅及び爛柯亭、千句庵等の付属する建物及び周辺土地についての全体の調査、測量を実施し、今後の修復整備の方針や利活用の構想案の作成を進めております。

今後の修復整備の中で、若宮氏の居宅部分につきましては雨漏りや基礎部分の腐食による損傷が激しいため、今後の使用は不可能と考えております。解体する方向で検討をしております。

そのほかの建物については、今後の公開に向けての修繕や庭の再整備などを検討しております。

修復後の活用につきましては、若宮家の歴史と近世・近代の建築物や庭園、また白山信仰に関わる文化を紹介する中で、住民と来訪者の交流の場となるよう、多目的、多用途に利用ができる施設として修復を行いたいと考えております。

施設の持続可能な運営を行うため、施設の維持保全等、収益事業の業務をどのように進めていくかについては、今後検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(18番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 美谷添生議員。

○18番(美谷添生) ありがとうございます。修復に当たっては、使えるものと使えないものを区別しながら、またやっていただければ結構かと思いき、運営の母体といますか、そういうものも併せて検討をしていただきたいというふうに思います。

そして、今回の寄附に関してでございますけれども、文化財を含む価値ある古文書や工芸品などの歴史資料が多くあったと思われそうですが、具体的にはどんなものが、どのように、どんな形であったか。また、資料の活用のためには、この資料の整理が必要ではなからうかというふうに思いますが、どのような方法を検討してみえるか。

また、そしてこの白山信仰ということにつきましては、若宮氏は大変造詣が深いといいますが、知識をお持ちでありますので、この人を活用するといいますが、協力を頂くのは非常に有効かと私は考えますが、この件についてはどのように対応をされるような気持ちがあるかというようなこと。

また、この長滝地区には、若宮家だけでなしに数多くの文化財があり、市の管理の白山文化博物館とお宮の境内にあります白山瀧宝殿にも、国の重要文化財である宋版一切経をはじめとする極めて価値あるものがございます。宋版一切経は5,000巻といいますが、5,000冊といいますが、あったようではありますが、それが韋駄天像とともに中国大陸から伝来したというふうに言われておりますが、その伝来経路やその様子は極めて興味深いものであり、悠久のロマンを感じております。

これらの文化財や若宮家の資料は、白山信仰に関連する資料としての価値は、計り知れないものがあると思われそうです。今後どのように活用していかれる予定であるかお伺いをいたします。

○議長(田代はつ江) 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） 初めに、若宮家の寄附に付随する資料の内訳につきましては、岐阜県重要文化財である朱根来の平鉢を含みます県・市指定文化財をはじめ、主に長滝白山神社の神主家であります若宮家に関する資料、先代の若宮成光氏が収集されました美術工芸品、古民具類、江戸時代から明治時代を中心とします古書籍、それから若宮家及び長滝白山神社に関します古文書類となっております。保存状態につきましては修繕の必要なものが、一部ございますが、おおむね良好な状態であります。

若宮家の資料は数も多く様々な分野のものがあるため、元の所有者であり、白山信仰にも詳しい若宮多門氏の協力を得て、現在、資料活用、修復のため、白山文化博物館にて分類整理を進めております。

なお、長滝地区にはこのほかにも長滝白山神社、白山長瀧寺、阿名院の三社寺でありますとか、周辺に存在する白山信仰に関する数多くの文化財があり、市が管理する白山文化博物館や白山瀧宝殿では、各文化財の所有者よりお預かりした資料を収蔵保管しており、所有者の御理解と御協力を得ながら企画展などを通じまして一般に御紹介をさせていただいております。

今後、これまで御紹介していなかった文化財も含め企画展を実施してまいりたいと考えております。

現在、分類整理をしております若宮家の資料調査の成果とも併せ、これらの資料を活用しながら白山信仰の文化の価値を伝えてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

（18番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 美谷添生議員。

○18番（美谷添 生） ありがとうございます。この整理にはかなりの時間がかかるというふうに思いますが、整理できたものから順次公開を頂いて、それなりの、全部できてまってから公開するということでは、何年先のことになるか分かりませんので、そのような対応をしていただきたいというふうに思います。

また、先ほど宋版一切経と申しましたけれども、この経典は5,000巻ほどあるようでありますけれども、長滝では火災等で焼失されたり、盗まれたことはないと思いますけれども、人に貸したりというようなこともあって、現在は約3,700余の書物、書物といいますか、経典が残っているということであるそうです。

宋版一切経というのは仏教の全部の経典ということで、別名、大蔵経とも呼ばれているそうですが、宋版というのは、宋の時代に版画ですが、印刷技術が発展して、国の一大事業としてお経ができてきたと、その図によりますと、仏教を信奉するといいますか、それが波及していく中で経典がたくさんいるようになったということで、宋の時代、宋の時代と言いますと1127年から1279年というふうを書いてありますけれども、南宋の時代に制作された初出版物であるということが確認

をされているそうです。

なお、木造の韋駄天立像と木造善財童子の立像は、宋版一切経を守って一緒に伝わったと、これがセットであることは、ほかには類がないというふうにいわれておるようであります。

中国では、王朝が変わるたびに、前の王朝のものを崩壊といいますか、なくしてしまっておるといことで、中国には現在ほとんどないようであります。

これはちょっと余談でありますけれども、2014年に、今テレビで結構話題になっております、「なんでも鑑定団」という番組があるようですが、そこに1冊出品されたことがあるようであります。これは、いろいろな方法でその一切経がされておりますので、この宋版、宋の時代の初版ではないというものであったようですけれども、1冊100万円の値段がついたというふうに書いてございます。

この経典が長滝に3,700冊もあるということは、これは大変な価値といいますか、金目のあるものであるということは思うわけですが、このものは、やはり今、瀧宝殿に入れてありますけれども、見て面白いとか見て分かるというようなものではありませんので、これがどういう展示で、どうしたら皆さんにこの価値が分かっただけかということについては、非常に難しいものであるような気がいたしますが、いずれにしても、それだけの価値のあるものがあそこの地域にあるということは、大変誇らしいといいますか、なぜあそこにあるのかということが、先ほども言いましたけれども、どうやって来た、どういう様子でそこへ辿りついたかということは、やはりあそこの神社といいますか、前に1300年祭というようなことでイベントがありましたけれども、この宋版一切経があそこに辿りついたときには、かなりの話題といいますか、イベントが行われたんじゃないかというふうに推測しますが、あそこの長滝というところは、昔、上り千人、下り千人というようなことで非常ににぎわったと、にぎわったということはそこで来た人が食事をする、そしていろんな出会いもあるというようなことでありますので、今からはちょっと想像がつかない気もいたしますけれども、今、この契機に寄附をしていただいた人の意向やら、長滝の人たちの今まで伝統を守ってきていただいた人たちの思いも大事にして、今後の整備を頂きたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に、農業関係の質問をいたします。

先ほど17番議員も少し触れておみえになりますので、簡単に答弁を頂ければ結構かと思いますが、地域計画についてであります。農地利用と維持管理について、地域計画では10年後の姿を示すことになっているようではあります。今、耕作放棄地が増える中で、その活用といいますか、一遍示したものを、これをそのとおりにできるかできんかということについて検証をしていかなければならないというようなことだと思っておりますが、そのことについてどんなことかなということになります。

そして、もう一つは、この農地をどう維持していくかということの中で、担い手となる大規模な専業農家が大半を管理するようにするのか、また、兼業や自給農家を含めて維持管理を考えるのか。この地域計画に示した農地は維持していかなければならないと思うが、この農家数の減少している今日、農地を維持するに当たり、市ではどのくらいの農家があればいいかということで、その目標数値があればお示しをいただきたいと思います。

それから、農家の減少が進む中で、大規模な農家は効率化のため高性能の機械やらロボット等の導入をする、いわゆるスマート農業を推進するというのが考えられるが、自給農家等への支援等はどうのように考えてみえるか、取りあえず、お伺いをいたします。

○議長（田代はつ江） 田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では、美谷添議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の農地利用と維持という部分についてですけれども、御承知のとおり、郡上市においては中山間地域であるということで、その農地の特徴として平場と比べて農地1筆の面積が小さいとか、またのり面の面積が大きいということで、草刈り等の管理が大変で多くの農業者がのり面管理に苦勞されているというところでございます。こうしたのり面管理の課題もあって、担い手の借受け面積の拡大が思うように進まないということが、現状課題になっているというところでございますし、今、美谷添議員も触れられたように、郡上市の農業者の特徴として、耕作面積が3反前後の小規模な兼業農家が多いというようなことがございます。

それで、当然、新たな担い手の確保ということについては努力をしておるところですけれども、確保が思うように進まないということもございます。農地維持のためには、当然この担い手の確保、これも大事ですので、引き続き努めていくわけですけれども、小規模な兼業農家の方には、できる限り農業を継続していただきながらというふうに考えておりますので、この地域計画の目標地図には、小規模な兼業農家の方の意向も反映していきたいと、そのように考えております。

続いて、農家数の目標というところですが、今、本市では10年間で28名の方が新規就農者として認定をされてきたということがございます。

認定農業者数ですが、令和5年度で137名の方が認定農業者ということで、おかげさまでこれは10年前とほぼ同数ということになっておるんですけれども、今後は減少が予想されておるということでございます。

それで、全体の農家数の目標という部分では、ちょっとまだうちのほうとしても、そこまでのことはちょっとまだ立てていないというところでございますが、この認定農業者については、新規就農者の確保について、毎年3名以上を目標として、これを認定農業者に移行することで、この担い手の減少を最小限にまず食い止めていきたいというふうに考えておりますし、また、集落農業組織や集落単位での農地維持活動の支援も引き続き行っていきたいというふうに考えております。

それと、自給農家への支援というところでございます。自給農家イコール兼業農家と言ってもいかかもしれませんけれども、こうした兼業農家等、小規模な農家に対する支援ですが、中山間地域等の直接支払交付金の事業でありますとか、多面的機能支払交付金事業などによります農地保全の支援のほかに、朝市の出荷を行う方には小規模なビニールハウスの設置等に対する支援、また栽培講習によります農業技術向上や参入促進に対する支援、また、農地維持保全活動をする団体に対する農業機械の導入支援などを引き続き行っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

(18番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 美谷添生議員。

○18番（美谷添 生） ありがとうございます。速攻薬はないというような分野ですので、大変答弁がしづらいというふうに思いますが、よろしくお願いたします。

それから、安全な食料の確保という点につきまして、お伺いをいたしますが、最も大切なことは地産地消による食料の確保と、食料安全保障とでも言いますか、そのことが大事ではなからうかというふうに思います。

近年、農薬などに含まれる化学物質がアレルギーを引き起こしたり、様々な障害の原因ではないかというような話も聞きます。安全な食料の確保のため、できるだけ無農薬、化学肥料から有機肥料への切り替え等をしていかなければならないのではないかというふうに考えますが、自然に近い栽培技術の普及が重要でなからうかというふうに考えますが、市の見解をお伺いたします。

○議長（田代はつ江） 田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） お答えをいたします。

安全な食料の確保という点でございますけれども、環境負荷を低減していくことは大変重要なことと、必要なことと考えておまして、国のみどりの食料システム戦略、こちらがあるんですけども、こちらについては2050年の目指す姿としまして、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%に拡大、また化学肥料の使用量を50%にすることなどの目標を示しております。

市においては、今年度より、みどりの食料戦略の推進を目的として、堆肥の利用による土づくりに対して支援を拡充したところであります。

また、有機農業の取組に対しては、販売目的で生産する農家が組織する2名以上の団体を対象に、面積に応じて、これは国の交付金になりますが、こうした交付金を交付する制度というものも活用していただいて、数件のグループに実施をしておっていただくというようなこともございます。

有機農業は自分で農薬や化学肥料を使わないだけでなく、例えば近隣で農薬や化学肥料を使う従来の農業を行っている農地から一定の距離を取る必要があることなど、厳密に行おうとするとかなり条件が厳しいものとなっているのも現状でございます。

今後は関係機関とも連携しつつ、有機農業の実証や他市町村の優良事業等の情報収集や提供を行いつつ、現在の支援も継続しながら普及について検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(18番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 美谷添生議員。

○18番（美谷添 生） 零細なといいますか、小規模な人たちが管理する土地というのは、少ないけれども大勢で管理するということで、やはり農地の管理ということにつきましては全体的には大きな力であるというふうに思いますので、そこら辺の御指導もよろしく願いをいたしたいと思えます。

ここでちょっと御紹介をいたしますが、私は複合発酵技術による無農薬・無肥料栽培というのを実践されているところがあるということをお聞きし、大変興味を持っておりました。複合発酵技術とは、複合微生物を人為的にコントロールして、ふん尿等汚水を酸化、腐敗させずに発酵、分解、合成というようなサイクルを発生させることにより、その水を再生利用するという技術なようであります。この複合発酵による再生水は、農業、畜産等の様々な産業に活用可能ということで大いに魅力を感じておるところであります。

私は、昨年秋ですけれども、静岡県の富士宮市にある、この複合バイオシステムによる自然の仕組みに即した実践農場、ミネファームというところを見学する機会がありまして行ってまいりまして、大変感激をいたしました。

ここでは、この発酵技術を用いた複合発酵バイオ農法、これで無農薬・無肥料栽培を実践されているというようなことで、この自然の仕組みに沿った人と環境に優しい野菜づくりを目指しておられました。私も何とかしてこれは取り組めないのかなということを今考えているところでもあります。

郡上の食は郡上で賄うということに加えて、安全な食料の供給が重要なことであると考えております。

現在でも主食である米は十分、郡上市内で賄って余るほど、その栽培方法も千差万別でありますので、量的にはあるということでもありますので、主食については、我々この郡上地域は心配要らんと、どんなことになっても大方食べていけるんじゃないかということは思いますけれども、やはり加えて、この自然の法則に沿ったこの栽培方法が確立できれば、それに越したことはないんじゃないかなというふうに思います。

私も合併以来、議員をさせていただきまして、世代交代をしていこうということで、今日が最後の一般質問になるわけですけれども、今後は余生とは言いませんけれども、普通の日常を平凡に過ごして、皆さんのためになることがあれば使っていただければというふうに思います。

以上をもちまして、少し時間が残りましたが、一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、美谷添生議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は14時40分を予定いたします。

（午後 2時28分）

---

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 2時40分）

---

#### ◇ 山 川 直 保 議 員

○議長（田代はつ江） 10番 山川直保議員の質問を許可いたします。

10番 山川直保議員。

○10番（山川直保） それでは、この節目の議会の一般質問、最終となりましたけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

さて、私の大項目は2点でございます。1点目は森林環境譲与税の活用についてということでございますし、2点目は指定管理施設についてということでございます。よろしくお願ひします。

さて、1点目の森林環境譲与税の活用についてでございますが、この税制は、皆様も御承知のとおり、2015年の国連気候変動枠組みの条約の締約国会議で採択されまして、2016年に発行されました。

この気候変動問題の枠組みでありますけれども、パリ協定の枠組みにおけます目標の達成に必要な地方財源を安定的に確保する必要性に対して、日本国政府は、私たちのような山間地、また中山間地の自治体にとっては、とてもありがたい税制をつくっていただいたと私は思っております。

この森林環境税は一旦納付されまして、それから国から地域ごとの事情によりまして、森林環境譲与税となって、県、市、町村に分配されます。そこで自治体はその財源をしっかりと計画を立てて、そして目標である国土の保全とか、そして水源の維持、また地球温暖化防止、または生物多様性の保全などをしっかりと守ることが目標でありまして、その上でしっかりと森林整備を行って責任を果たすということがこの税制の目的であります。

この税制は、本年、令和6年度から国民1人当たり1,000円の徴収をもって当てられるわけでございますけれども、譲与税は前倒して5年前の令和元年から市町村のほうへ交付をされております。

そこで1点目の質問でございますけれども、現在までの森林環境譲与税の税収額の計と、また不用額となりました、または基金に積もうと思ったお金、その計をお伺ひしたいと思います。

○議長（田代はつ江） 山川直保議員の質問に答弁を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では、お答えをさせていただきます。

主に森林整備の実施の財源としまして、令和元年から始まりました森林環境譲与税ですが、まず、大本の国のほうの額の推移から簡単に御説明したいと思います。スタートの令和元年度は、200億円からスタートいたしまして、令和2年度、3年度が400億円、令和4年度、5年度が500億円、それから森林環境税の賦課が始まります令和6年度は600億円というような数字となっております。

これは、郡上市のほうですが、どれくらい譲与額があるかということですが、令和元年度には8,487万4,000円という額がまいりました。それで、この令和元年度から4年度までの合計で6億7,384万4,000円という金額がまいっております。

これをどれだけ使ったかということになりますが、同じく元年度から4年度までの合計で6億1,408万5,726円という金額を支出いたしました。まず、これが差し引きをしまして積立金額になるんですが、令和4年度の積立額が5,975万8,274円という積立額でございました。これを令和5年度に森林環境譲与税にプラスしまして、一般会計のほうに5,000万円を繰り入れまして、令和5年度の事業を行いました。それで、令和5年度末の積立額としまして4,343万円という積立額がありまして、ここから、さらに令和6年度のほうの一般会計のほうへ1,336万6,000円という金額を繰り入れますので、基金残高としますと、3,006万4,000円という金額が基金残高ということになりますということでございますので、よろしく願いいたします。

（10番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 山川直保議員。

○10番（山川直保） ありがとうございます。基金残額3,000万余となるということでございますけれども、まず、この税制に関しまして、令和6年度からしっかりと国民が実感を持って税を納め始めます。各譲与税が来た自治体は、この使用した実績を公表しなければならないことになっております。これが公表されますと、その残額が残っている自治体とか、その内容も国民は見られると思います。市議会での議論ではございませんけれども、その議論の中で、例えばお国の議論の中、こうした目的が果たされていないんじゃないと言われる、そういった議論も必ず起こると私は思っております。特に、我が市は長良川の最上流の町でございます。そうしたことから、やはりこの国土の保全、また水源の維持、また、しっかりと災害が起きないように山の管理というものの責務は、これはどこも同じだろうと思っておりますけれども、来年度から額が増えて3億5千万円余の譲与税が来る見込みのある本市は、その責務をしっかりと果たしているということが言い切れるかどうか、ここが一番大切なことなんだろうということを思っております。すなわち、こうした額を余すことなく、しっかりと足りないくらいにしてでも、市が単独で幾らか払ってでも、こうした目的は

達成していかなければならないと考えます。

そこで2点目の質問でございますけれども、この森林譲与税の使い道については、余すことなくハードの事業にも使われたいと私は考えております。

市長の施政方針にもありました森林環境税を用いた森林管理道等緊急整備事業を新たに展開すると申されておられましたけれども、その中には林道舗装は含まれるのかどうかを伺いたいことと、あわせて、私の思いでは特に、昨年11月の10日に白尾鷲見林道が開通いたしました。これは県代行をもって33年の歳月を費やして造りました17キロと775メートルの道でございます。長い道でございます。そして、事業費はなんと36億4,000万円もの県の施設を見ておるわけでございます。これが県代行林道を認めるに当たっては、岐阜県はやはりその地域がしっかりと水源保全があるか、または林業としての森林施業としての蓄積等も勘案して、そして木材利用、木材産業の発展も考えた中で、これは県代行として必要だぞということで県代行の林道に公共改設から変更して2002年度から行われたものでございます。よって、私たちはこの林道をしっかりと守る義務もあります。しかも、旧白鳥町、旧高鷲村の峰越してございまして、水源地においては一番最高の高度の標高の場所を通っていく林道でございます。これをそのまま完成した後、放っておきますと路面が洗われて洗掘されて、そして大雨が降れば、例えば横断溝のますに詰まる、もしくは暗渠のますに詰まる、そして、そこを一気に崩壊させて災害を起こし、その後にはやはり下流域にも何かの影響を及ぼす。そうした観点からも、そして毎年毎年の舗装材料等の原材旅費を使わなくてもいいためには、即刻舗装すべきということを思うわけでございます。

これに関しましては、やはり県代行における舗装という施工はございませんでしたので、やはり今から県単とか、今、公共はないかもしれませんが、そうした事業もしなければならぬ。しかしながら、県単舗装というのはあまりにも額が小さい。ですから、私はこの財源をもって早急に白鳥側からでも高鷲側からでも2,000万円ずつくらいの予算を持って、その災害防止も含めた林道舗装を行っていくということが非常に大事だと思っております。このことにつきまして、建設部長にお伺いしたいと思います。

○議長（田代はつ江） 田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） 最初に、私のほうから御説明させていただいた後に、建設部長のほうから答弁させていただきますので、お願いいたします。

まず、森林環境譲与税につきましては、毎年約9割ほどの執行率ということで、林野庁のほうから先進的に、また、有効に使っていただいているということで、聞き取りにもお見えになっていただけるということで、私どもとしても有効に使わせていただいているという自負は持っているところでございます。

それで、御指摘の道路についてですけれども、市が管理します林道と、山林内で作業するための

私設の道であります作業道がございます。林道については建設部が所管をしまして、作業道については林務課が所管しておるということでございます。

それで、議員が御指摘の令和6年度に新設します森林管理道等緊急整備事業につきましては、このうちの作業道の開設・改修を目的としております。これまで、国、県からの補助金の交付を受けて作業道を開設する事業者について、事後申請にて市が上乘せの補助を行ってきたというものなんですけれども、今度の新事業については、市の森林整備計画に基づいて事前に申請を頂きながら効率的な路網整備を行うことと、また、森林環境事業者への活用を図ることから新たな事業として新設をしたというものでございます。

作業道については、キャタピラ走行の伐採重機でありますとか、運搬用のダンプトラックの走行しか見込んでいないため、舗装工事は補助対象とはしていないというものでございます。

林道につきましては、森林環境譲与税も活用をしながら所管部署である建設部で行っておりますので、林道についての答弁は建設部から答弁させていただきますので、お願いいたします。

○議長（田代はつ江） 小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） それでは、私のほうから林道に関しての御答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、この森林環境譲与税を活用した林道舗装事業、この実施についてですが、これにつきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条におきまして、「市町村は、譲与を受けた森林環境事業者への総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない」というふうにあります。その施策としまして、1つが森林の整備に関する施策、もう一つが森林の整備を担う人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及・啓発、木材の利用の促進、その他森林の整備の促進に関する施策とされております。

この2つ目の後段にあります、その他の森林整備の促進に関する施策のうちに、この林道舗装、この工事が合致するものというふう考えております。

また、林野庁発令の森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組例についてというものにおきましては、森林整備の中に路網整備として林道や森林作業道の開設や維持修繕、沿線の支障木の伐採とか枝払い等の実施等あります。こちらにつきましても、この維持修繕の範疇において、この林道の舗装という工事ができるというふうに我々は考えております。

これまで建設部におきまして、この事業の実績でございますが、この環境譲与税を活用しまして、令和元年から令和4年までの間、この建設部におきましては約1億3,500万円の林道事業を実施しております。その大まかな内訳としましては、舗装事業に20件で約4,000万円、のり面補修事業に15件で約4,400万円、路肩補修等に29件で約5,100万円という形で、元年から4年まで事業を行っております。

加えまして、先ほど議員の方からお話がありましたように、県営事業による整備後の林道の管理という点でもございますが、この管理移管を受けました維持管理等につきましては、議員が言われたとおり多額の事業費を通して開設いただいた林道でありますので、当然、この事業を実施いただいた県に対しても恥じないように、移管を受けた市としては管理に取り組んでいかなければならないというふうなことは承知しております。ですから、限られた予算の中ではありますが、これらの林道についても適正な管理に努めていきたいというふうに思っております。

この森林環境譲与税につきましては、先ほど一部お話もありましたが、森林整備の効果が広く、国民一人一人に及ぶことがあるということを鑑みまして、国民の協力において創設されたものというところでございますので、当然のことながら広く理解が得られる各種事業、こういったものを行っていく必要があるというふうに思っておりますので、つきましては、この理念に基づきまして、今後も森林振興に資する事業の実施を、当然、庁内の各部署とも連携を取りながら、森林整備計画に基づく施業の効率的な実施、こういったものも含めまして、この林道舗装の事業も取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(10番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 山川直保議員。

○10番（山川直保） 理解をいたしました。まず、本当に市以外の財源を36億円使った林道、これ本当に宝としなければならないので、やはりこの舗装ということに関しましても、来年度予算でもいいんですけども、やはりこういうことを考えていただければなということ強く願っております。

次の質問に移らせていただきます。

2問目は指定管理施設についてでございますけれども、このことは、この本市の財政計画による将来の負担というものが見込まれるたくさんある課題の中で、市が市の公の施設を指定管理制度として指定している多くの建物等の固定資産というものをどう、ずっと長い間、今から将来管理していくのかということをお考えますと、経費もかかりますし、この重い負担を私は憂いて質問するわけでございますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、そこで、昨日、8番議員さんも質問されましたけれども、簡単に指定管理制度導入の施設の状況についてお聞きしたいと思ひます。

まず、分類、施設数、指定管理料、所管というものを、簡単にですけど説明を、ただぶります。が、お願ひします。

○議長（田代はつ江） 河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） 失礼します。令和5年度において62の施設に指定管理者制度を導入しているところでございます。

所管課別の内訳でございますが、高齢福祉課所管のデイサービスセンター、高齢福祉施設が8施設、ぽぷらの家など社会福祉課が所管する社会福祉施設が3施設、総合スポーツセンターなどスポーツ振興課が所管するスポーツ施設が3施設、郡上旬彩館など農務水産課が所管する産業振興施設が14施設、道の駅や温泉など観光課が所管する観光施設が33施設、情報課所管の郡上ケーブルテレビネットワーク施設が1施設となっておりますのでございます。

このうち、市として指定管理料を支出している施設は15施設で、令和5年度予算額でございますが、スポーツ施設3施設で6,387万円、観光施設12施設で6,040万5,000円、総額は1億2,427万5,000円となっております。

なお、今ほど申し上げました指定管理料の中には、電気料金等の高騰に伴う臨時の措置分については含まれておりませんので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

(10番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 山川直保議員。

○10番（山川直保） 了解いたしました。この指定管理制度は2003年、ちょうど合併時だと思えますけれども、このことが地方自治法の改正によりまして開始されました。思い出しますと、市政が誕生した折に、この指定管理というものは何かなということはかなり執行部からも説明を頂いた覚えがございます。そうした中で、これはメリットあるぞと感じたことがたくさんありました。この制度によって、市が直接管理していたものを、例えば温泉とか、それをノウハウのある民間の方々にその管理を行っていただいて、さらにもっとそのアイデア等でもっと伸ばせるんじゃないか、もっと経費が節減できるんじゃないかということで、非常に各町が造っておった施設を指定管理に導入していこうという動きがありましたし、このとき市の幹部方も、そして執行部も、そして議員のほうも、これはよっぽどええと、手間が省けるし、ちょっと赤字の分のお金を、今現在の赤字は弾き出して、その分積んでやればやってくれるんで、非常にこれは面倒くさくなくてありがたいと、しかも伸びてくださると期待をしたわけです。この指定管理制度のデメリットというのは、もう一つメリット申し上げますと、やはり公募において競合しますから競争原理が働いてもっとよくなるということもありましたね。

しかしながら、開いてみて数年続けてみますと、公募をかけても次の公募、3つ、4つは来ない。ずっと同じ指定管理者が選ばれ続けています。そして、それが当たり前のように資材が上がった、そして燃料、電気が上がったとって請求すれば当たり前とその予算が組まれていくような風潮があるのではないかと。これ全国的でも多分同じだと思います。ですから、また指定管理から直営に戻そうかといったような議論もこの頃は始まってきています。

ですから、例えば私たちが経験した中でスポーツセンター、これ一体全体幾らかかるんだといっ

たときに、始めどころが5,000万円、6,000万円とかすごいお金が出てきてびっくりしました。それが4,400万円とか700万円ですか、今。それが約20年間続いています。これ総計しましても市単独で幾ら使っているかということが目に見えるわけですが、やはりこの施策は本当に公共の福祉に合致した施策かどうかということです。

例えば、郡上市は広いですからスポーツセンターを使ってみえる方がどこの地域に偏っているか、何々町のところの使ってみえる方のパーセンテージを全部拾ってみれば分かるはずですけども、これが本当に平等に公共の福祉のために使われている施設かどうかということをもう一回洗い直さないとならないと私は思うんです。

そして、施設は老朽化していく、そして修繕がたくさんなる。そして、いつかはその建物の耐用年数が経ったときに再建するものなのか、もしくは取り壊して、もう復旧しないもので終わるかという議論が必ずどこかで起きる時期が来ます。

私は1つ、下呂市の方に相談を受けたんですけど、下呂の小坂町にある鉄筋コンクリートRCの建物を借りたいと言ったら、下呂市の方がこうやって言ったと言ったのにびっくりしたんです。何かと言いますと、いつか壊すためのお金を積み立てにゃならんで、お金は絶対にもらわんならんと。無料、ゼロ円指定はない、指定管理はないですと言われた。全く使っていないという施設がおかしい、郡上ではそんな議論はまだないということを私は申し上げました。しかしながら、基金は今いろんな形で積んでいますけれども、これがゼロ円ベースであるところからなら100円でも1,000円でももらえんかと。例えば100万円、1,000万円、また今、美並とかでも、また積み重なって1,400万円ですか、指定管理料も払いますけれども、そういうところが少しでももっと安くできないかということを考えるわけですが。

しかし、現場で対応して努力してみえる方々には、なかなか言える言葉ではございませんが、やはり民間ですから、市よりもはるかにノウハウを生かした経営戦略も生かした形のスタンスでやっていただけないと駄目だと思います。

厳しいこと申し上げますが、やはり公募によって、そうした競争原理を働かすというメリットが働いていないんじゃないかなと、この頃になってやっと思っただけですけど、20年経って思うんですから遅いです、これは。

そのことも考えながら、そのときのための財源、再築するにも取り壊して終わるにもお金がかかります。

そのことにつきまして、2つ目の質問をしたいと思いますが、この指定される施設の将来、いわゆる老朽化に伴い再建か取り壊しに至るとき、その財源をどのように備えておくか、今から考えておくべきだと思っております。指定管理料がゼロベースの施設であっても、高齢福祉施設または社会福祉施設などの市民生活にとってみんなが必要とするもので、規模は異なっても再建が絶対に必

要なもの、または観光施設で指定管理料がゼロ円であったり、また指定管理料が数百万円から数千円するものについても、やがては再建か取り壊しになるときが参ります。

そこで、その将来の再建確保については、ゼロ円ベースであるものは逆に賃料を少しでもいただくことができないかとか、また指定管理料を少しでも安くできないかの議論は、今から到底しておくべきと考えております。このことにつきまして、所見をお伺いしたいと思います。

○議長（田代はつ江） 河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、まず私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

指定管理者制度の運用に際しましては、指定管理者制度の運用に関する指針を策定いたしまして、適時見直しを行いながら管理運営を行ってきております。

この指針については、導入から管理運営に対する評価の在り方までの共通の方向性を定めるとともに、施設の修繕に対する統一的な考え方や利用料金の精算、また納入金などの収益の還元方法、こういったものを示すもので、これに基づいて適切な制度運用に努めているところでございます。

この指針では、利用料金の精算としまして、利用料金等の収入が施設の管理運営に要する経費を上回る場合は、指定管理者が収益の一定割合の金額を市に納入するものとして、この納入金は指定管理施設の修繕のための原資として基金に積み立てる、そういったことを定めております。

また、基本的な考え方としまして、精算額の算定については、将来的な市の関与の度合い、また施設の利用形態、指定管理料の有無などで区分して算定することといたしまして、精算の実施については、市と指定管理者が協議をして決定するということを明記しております。

これらのことから、制度上は指定管理者が施設の管理運営によって生み出した利益を当該施設の大規模修繕であったりとか、改築の原資とする仕組みというものは整っている状況にあると考えております。

しかしながら、平成23年度にこの指針を制定して以来、利用料金の精算とこれに伴う納入金の納入の実績でございますが、郡上八幡城と郡上ケーブルテレビネットワーク施設の2施設、2団体にどまっているという状況でございます。

各年度においては、これまでも収支差額が黒字の施設はありましたが、市への納付は実施していないのが実態でございます。

その要因といたしまして、指定管理者制度導入施設の多くが旧町村時代に建設されておまして、その際、地域の産業振興と雇用創出等を目的として設立をいたしました第三セクターなどに管理運営を委ねる前提で設置をした施設であったり、社会福祉協議会や観光協会など公共的な団体が指定管理者となっている施設が多いことが背景にございまして、仮に利用料金の精算が可能な財務状況であったとしても、各施設の設置の事情、また公平性の観点から納入金の徴収に至っていないというのが現状となっております。

加えまして、現在、指定管理者制度を導入している62施設のうち、公募による施設は2施設のみで、残り60施設については、今ほど議員が御指摘のございましたように、こうした背景を主たる要因として非公募となっている状況から競争が働かないと、こういったことも納入金の徴収も含め、指定管理者制度の様々な仕組みが運用しにくい原因になっているのではないかとこのように考えているところでございます。

しかしながら、市の建築物系施設の平均の築年数でございますが、令和5年4月現在で約32年となっております。近い将来、御指摘のとおり、大規模な改修等が必要になってくることは必至でございます。将来を見据えたとき、その財源の確保は重要な課題であるというふうに捉えております。そのため、公共施設適正配置計画、そしてその行動計画の着実な実行によりまして、今後も市が継続とした施設以外は可能な限り速やかな整理に向けて進めていきたいというふうに考えておりますし、今後も指定管理者制度によって継続する施設につきましては、運用指針の厳密な検証と必要な見直しというものを実施しまして、納入金の徴収も含めまして、指定管理者制度の適正な運用、こういったことに努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、そのためには議会の皆様の御協力もぜひお願いしたいというふうに考えているところでございます。

私からは以上です。

○議長（田代はつ江） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） それでは、将来的に負担ということでもありますので、私からそういった基金をどういった考えでいるかという点について御答弁をさせていただきますけれども、市には公共施設整備基金がございます。公共施設の整備に要する経費の財源に充てるということで広く活用しておりまして、近年の実績ではホテル積翠園でありますとか、短歌の里交流館よぶこどりなどの施設整備には充当をさせていただいております。

また、このほかにも、個別施設の整備を目的といたしまして八幡城基金、ケーブルテレビ事業整備基金を設けまして、使用料等の収入が施設管理経費を上回る場合は、指定管理者からの収納一部を当基金に積み立てております。

本定例会に廃止を提案しております、古今伝授の里交流施設管理基金を除きまして、現在は施設整備に係る基金は3つあるといった状況でございます。

施設数も多く、将来的な負担を考慮すると何らかの基金をという御提言もあろうかとは思いますが、基金の数を多く持つことは、使途の限られる貯金を増やして、財政運営がやりづらくなるといった弊害もございますので、今般の議会におきまして、基金条例の一部改正を提案しております、基金の見直しを行っているところでありますので、現在の市の考え方としましては、今以上に細分化した基金を設ける予定はございませんので御理解いただきたいと思います。

しかし、今後、市の財政状況が上向き、積み立てることにメリットが見出せる場合は、積立ての原資はどうするかという課題はありますけれども、新たな基金の創出を改めて検討したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(10番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 山川直保議員。

○10番（山川直保） 理解をいたしました。そうした中で、公共施設の基金につきましては、基金を増やすことは考えないけれども、また、その財源については考えていかなければならないということもありますけれども、昨日の8番議員さんの質問の中で、確か譲渡も今後は考えるべき施設もあるだろうということをおっしゃったと思います、どなたか。私、公共で造っておいて、そしてこれは市営でやっていたいぞと思ってえらくなってきた、人員削減の観点からも指定管理、いい制度があった、じゃあ、そこへ渡した。そこで要る経費は全部丸ごと丸ごと見てきたのがなあなあになり、はてさてどうかといったときに、これは譲渡だと、譲渡の可能性もあるものもあるじゃないかということをおっしゃったけれども、私、譲渡は非常に気をつけなあかんと思うんです。譲渡すればいい、初めは固定資産税など減免もつけてあげます。しかし、後からは固定資産税をください、非常にいい話であって、でも、多分その買いたいという方は温泉施設であっても何億円も出すことはないでしょう。例えば数千万円だとします。しかし、源泉には億のお金がかかるとるんです。一旦それが民間のものになってしまえば、資産になってしまえば、その会社がえらいとなったら売ってしまうこともできます。そして、温泉施設の土地等もつけて譲渡した場合は、その地価がかなり売った額よりも高い場合もあるかもしれない。ですから、このことは非常に慎重に、譲渡ということに関しては、昨日出た話では考えていただきたいと、私、思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきたいと思っておりますけれども、一言、私もこの議会でこの一般質問が議会活動では最後のものとなりましたけれども、今後とも誇り高きこの郡上市議会が崇高で高邁な精神あふれる議会であり続けますことを心より祈念いたしまして、質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、山川直保議員の質問を終了いたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（田代はつ江） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

(午後 3時16分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長      田 代 はつ江

郡上市議会議員      森      喜 人

郡上市議会議員      兼 山 悌 孝



上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員